

ご あ い さ つ



松浦市では、「地域の支え合いと助け合いにより
温もりと安心にあふれたまちづくり」を基本理念とす
る第2期松浦市地域福祉計画を平成29年3月に策
定し5年が経過しました。この間、子ども・子育て支
援、高齢者福祉、障害者福祉など各分野における社会
福祉の増進を図ってまいりました。

しかしながら近年、少子高齢化の進展、ひとり暮らし高齢者や生活困窮世帯といっ
た社会から孤立しがちな人々の増加、生活様式や価値観の多様化などにより、地域や
家庭における「つながり」が希薄化する中、今般のコロナ禍は、人との接触機会を更
に減少させ、困りごとを誰にも相談できないまま抱えている人を増加させています。
また、自然災害が頻発する中、災害時における要支援者への支援体制の構築は喫緊の
課題となっています。

このような課題一つひとつを解決するためには、公的制度による支援だけでなく、
高齢者や子育て中の人、障がいのある人と、制度・分野ごとの「支え手」「受け手」と
いう関係を超えて、地域住民や団体が「我が事」として、「丸ごと」つながることで、
支えあいながら地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現がますます求められ
ています。

そこで本市では、「第二次松浦市総合計画」の将来像である「安心、幸せのまち」を
実現するために、第2期松浦市地域福祉計画の基本理念である「地域の支え合いと助
け合いにより 温もりと安心にあふれたまちづくり」を継承し「第3期松浦市地域福
祉計画」を策定いたしました。

本計画では、地域での生活や福祉に関する課題の解決の指針となるよう、市民一人
ひとり、団体や事業者、ボランティアなどを含めた地域と行政が力を合わせて取り組
んでいくことを掲げています。

本市といたしましても、各福祉分野の個別計画と本計画の連携による一層の福祉向
上を図り、一人一人が快適で幸せに暮らせるまちを目指して今後も努めてまいります
ので、市民の皆さまのご理解、ご協力とともに、地域における福祉の取り組みへの積
極的な参画をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました松浦市地域福祉計画策定委
員会委員の皆さまをはじめ、住民アンケート調査にご協力いただきました皆さまに深
く感謝し、心からお礼申し上げます。

令和4年3月

松浦市長 友田 吉泰

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	本計画策定のポイント	5
第3節	計画の位置づけ	11
第4節	計画の期間	12
第2章	松浦市の概況	13
第1節	人口・世帯の状況	14
第2節	高齢者・子ども・障がいのある人などの状況	18
第3節	社会資源の状況	24
第4節	市民意識調査結果概要	27
第3章	計画の基本的な考え方	36
第1節	基本理念	37
第2節	基本目標	38
第3節	重点プロジェクト	39
第4節	取り組みの体系	40
第4章	取り組みと役割分担	41
第1節	ふれあいと支え合いのあるまちづくりの推進	42
第2節	優しさと温もりのあるまちづくりの推進	48
第3節	安全・安心と生きがいのあるまちづくりの推進	55
第4節	地域を中心とした支え合う仕組みづくり【重点プロジェクト】	64
第5章	松浦市成年後見制度利用促進計画	66
第1節	市町村計画策定の趣旨	67
第2節	基本的な考え方	68
第3節	高齢者及び障害者の現状	69
第4節	基本理念	70
第5節	基本目標	70
第6節	施策・事業	71
第6章	計画の推進にむけて	76
第1節	協働による計画の推進	77
第2節	計画の進行管理と推進	78
資料編		79
1	松浦市地域福祉計画策定委員会設置要綱	80
2	松浦市地域福祉計画策定委員会委員名簿	81
3	用語解説	82

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、地域でともにくらす人々が、障がいの有無や年齢に関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促す「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

そのためには、市民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所などが行政機関と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策を見つけ出していくことが必要です。このことが「地域福祉の推進」の基本的な考え方です。

2 計画策定の背景

近年の日本では、少子高齢化が急速にすすんでおり、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなど、家族規模が縮小し、家族で支え合う機能が弱くなっています。加えて一人ひとりの生活のあり方が多様になり、地域での人と人とのつながりが希薄になっています。

このような中、子育て世代、高齢者、障がい者・児に対するそれぞれの支援だけでは対応できない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、虐待等）がみられ、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取組が求められています。

国は、平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障がいのある人、子どもなど、すべての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指す方針を提示しました。

また、同年7月には「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていくことや、地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める方向性が示されました。

その後、平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が努力義務となりました。

さらに、令和2年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。改正された社会福祉法では、地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることが明記されるとともに、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進する

ために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

松浦市では、平成 29 年 3 月に「第 2 期松浦市地域福祉計画」を策定し、「地域の支え合いと助け合いにより 温もりと安心にあふれたまちづくり」を目標に位置づけ、各種施策・地域福祉活動を展開し、社会福祉の増進に努めてきましたが、本計画が令和 3 年度で最終年度となることから、更なる地域福祉の推進を図るため、計画の見直しを行い「第 3 期松浦市地域福祉計画」を策定することに至りました。

3 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」についての行動指針となるものです。社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉を推進していくことを目的として策定しています。

平成 30 年 4 月の社会福祉法の一部改正により、地域共生社会の実現に向けた「地域福祉の理念」に加えて、新たに「推進方策」として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握および関係機関との連携等による解決を目指すことが規定されています（社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項）。

地域共生社会の実現に向けた支援体制については、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とするものであり、令和 3 年 4 月の法改正により重層的支援体制整備事業を行うことができるようになりました（社会福祉法第 106 条の 4 第 1 項）。

今後も、多様な福祉ニーズや、地域生活課題の複雑化・多様化に柔軟に対応できる地域支援体制づくりを推進し、連携・調整の強化を図るため、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった区別のない、全世代・全対象型の地域包括支援体制を構築していきます。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

4 地域福祉活動における「自助」・「共助」・「公助」および「互助」の役割

地域福祉活動をすすめるにあたっては、公的サービスが整備されるだけでなく、市民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）や、地域活動・地域福祉活動を行う人たちや地域の事業所などが連携し、それぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと（共助）の重要度が、ますます高まっています。

市は、公的な制度による福祉サービスの整備や、自助・共助を支援していくこと（公助）により、地域と協働しながら地域福祉活動をすすめていきます。

さらに、福祉に関する支援を必要としている人に対して、きめ細かい配慮・支援を行っていくためには、となり近所に住む人たちや友人などの身近な人間関係のなかでの支え合い・助け合い（互助）の力が欠かせません。

＜地域福祉の向上に向けた4つの助け＞

自助 個人による自助努力や家族による支え（最も身近な個人や家族が解決にあたる）

互助 身近な人間関係の中での自発的に活動する支え合い・助け合い（近隣の友人や知人、別居する家族が、互いに支え合い、助け合う）

共助 地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所、行政等が協働しながら、組織的に活動する支え合い・助け合い（「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う）

公助 保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供による支え（行政でなければできないことは、行政がする）

第2節 本計画策定のポイント

1 市町村地域福祉計画策定のガイドライン

平成29年12月に厚生労働省から示された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」において、市町村地域福祉計画に反映させるべき事項（市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン）が示されました。

本計画では、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインを踏まえ、策定・推進を図ります。

◆市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示す計画に盛り込むべき事項

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	
ア	様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
イ	高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
ウ	制度の狭間の課題への対応の在り方
エ	生活困窮者のような各分野横断的に（関係する者に）対応できる体制
オ	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
カ	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
キ	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
ク	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
ケ	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
コ	高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
サ	保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪者等への社会復帰支援の在り方
シ	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
ス	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
セ	地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
ソ	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
タ	全庁的な体制整備
二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	
ア	福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備

	イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
	ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
	エ 利用者の権利擁護
	オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
三	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
	複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
四	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
	ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
	イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
	ウ 地域福祉を推進する人材の養成
五	包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）
	ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
	イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
	ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築
六	その他
	市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

2 「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の附則では、公布後3年（令和2年）を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされています。

これを踏まえ、国では、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を開催し、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策について検討が進められました。

令和元年12月に公表された最終とりまとめでは、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を内容とする新たな事業の創設を行うべきであるという提言が示されています。

◆ 3つの支援

1 断らない相談支援

本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援

< 3つの軸 >

- ・訪れた相談者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止める
- ・本人・世帯の暮らし全体を捉え、本人に伴走し寄り添いながら、継続的に関わる
- ・本人・世帯に支援を届け、本人・世帯とのつながりや信頼関係を築く

< 円滑に推進するための3つの機能 >

- ・相談を受け止める機能
(属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能)
- ・多機関協働の中核の機能(世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能)
- ・継続的につながる機能(継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能)

2 参加支援

本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

< 既存の地域資源の活用方法の拡充 >

- ・狭間のニーズにも対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う
(活用方法の拡充の例)
- ・生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの状態にある者を受け入れる
- ・商店を中間的就労の場として、対人コミュニケーションが苦手な者を受け入れ、就労・社会参加に向けた支援を行う
- ・地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所をつくり、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う

3 地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

< 必要となる支援・機能 >

- ・住民同士が会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援
- ・地域づくりのコーディネート機能
(ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能)
 - ① 個別の活動や人のコーディネート
 - ② 地域のプラットフォーム

3 「重層的支援体制整備事業」の創設

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終とりまとめを踏まえ、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に公布されました。

重層的支援体制整備事業は、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき一体的に実施する事業です。重層的支援体制整備事業では、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉、生活困窮等の制度ごとに分かれている相談支援などの関連事業について、財政支援を一体的に実施していくこととされています。

また、地方自治体では、これまで行われてきた「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」において、「地域力強化推進事業」や「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に加え、新たに「参加支援」や「地域づくりに向けた支援」の実施が求められており、段階的に実施していくこととしています。

- 1 生活課題を抱える地域住民やその家族等からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供や助言、支援関係機関との連絡調整や、高齢者、障害者等に対する虐待の防止、早期発見のための援助等の便宜の提供を行うため、各法の事業を一体的に行う事業
- 2 生活課題を抱えており、生活を送ることが困難である人に対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制のもと、活動機会の提供、訪問による必要な情報の提供、助言等の社会参加のために必要な便宜の提供を行う事業
- 3 地域住民が地域で自立した日常生活を送り、地域社会に参加する機会を確保するための支援や、地域生活課題の発生の防止、解決に係る体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点の開設等の援助を行うため、各法の事業を一体的に行う事業
- 4 地域社会から長期的に孤立している人や継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供、助言等の便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 5 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、支援を必要とする地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するため、支援関係機関相互間の有機的な連携のもと、その解決のための支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 6 複数の支援関係機関の連携体制による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、包括的かつ計画的な支援を行う事業

4 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。「持続可能な開発目標（SDGs）」は、令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

福祉分野においては、全国的にこれまでの既存の支援体制だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化がみられる中、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すSDGsの視点を踏まえた施策の推進が求められます。

本計画の推進にあたり、「持続可能な開発目標（SDGs）」の趣旨を踏まえて、本市の地域福祉施策を展開します。

■持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標



■特に本計画と深く関連する目標

目標1：貧困をなくそう  あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	目標3：すべての人に健康と福祉を  あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標8：働きがいも経済成長も  包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	目標10：人や国の不平等をなくそう  各国内及び各国間の不平等を是正する
目標11：住み続けられるまちづくりを  包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	目標17：パートナーシップで目標を達成しよう  持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

5 感染症拡大防止のための「新しい生活様式」を踏まえた関係

づくり

令和2年、世界的に新型コロナウイルス感染症が流行し、複数人が集まって行う活動が制限され、人と接する機会が少なくなりました。国では新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立を目的とした「新しい生活様式」が提唱されており、生活における様々な場面で新たな社会課題への対応が求められています。

今後は、「新しい生活様式」に基づいた感染対策や地域活動を実施していきます。

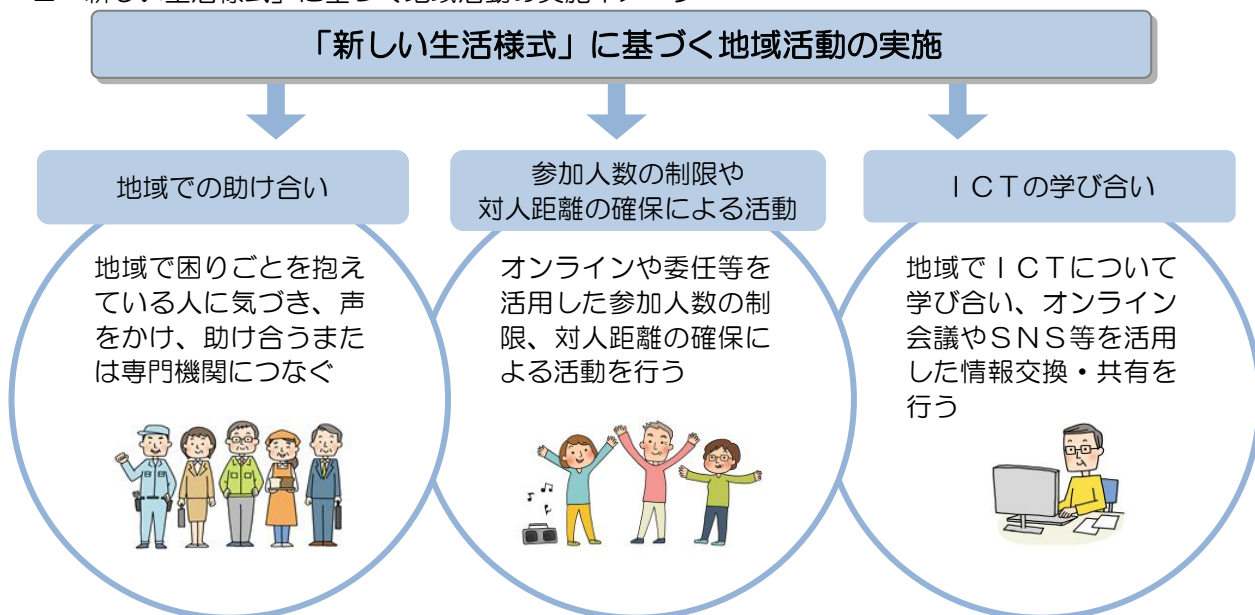
■日常生活を営む上での基本的な生活様式



■「新しい生活様式」に基づく感染対策

一人ひとりの基本的感染対策	日常生活を営む上での基本的な生活様式	
○ 身体的距離の確保 ○ マスクの着用 ○ 手洗い ○ 移動時の感染対策の実行 等	○ こまめに手洗い、手指消毒 ○ 咳エチケットの徹底 ○ こまめに換気 ○ 身体的距離の確保	○ 密集・密接・密閉の回避 ○ 適切な生活習慣の理解・実行 ○ 毎朝の体温測定、健康チェック 等
地域活動を行う際の感染対策（例）		
○ 体調不良の人の活動自粛 ○ 密集の回避（席の配置の考慮や対人距離の確保、対面方式の回避、参加者の人数制限等） ○ 密接の回避（会話時のマスク着用、大声の禁止、手洗いの徹底、会食時の対面・会話の回避等） ○ 密閉の回避（定期的な換気等） ○ 活動参加者名簿の作成、一定期間の保管 ○ 参加人数の上限の厳守		
○ こまめな手洗い・手指消毒 ○ マスク着用、咳エチケット ○ 活動参加者全員の対策状況の確認 ○ 活動前後の会話の回避、終了後の速やかな解散 等		

■「新しい生活様式」に基づく地域活動の実施イメージ



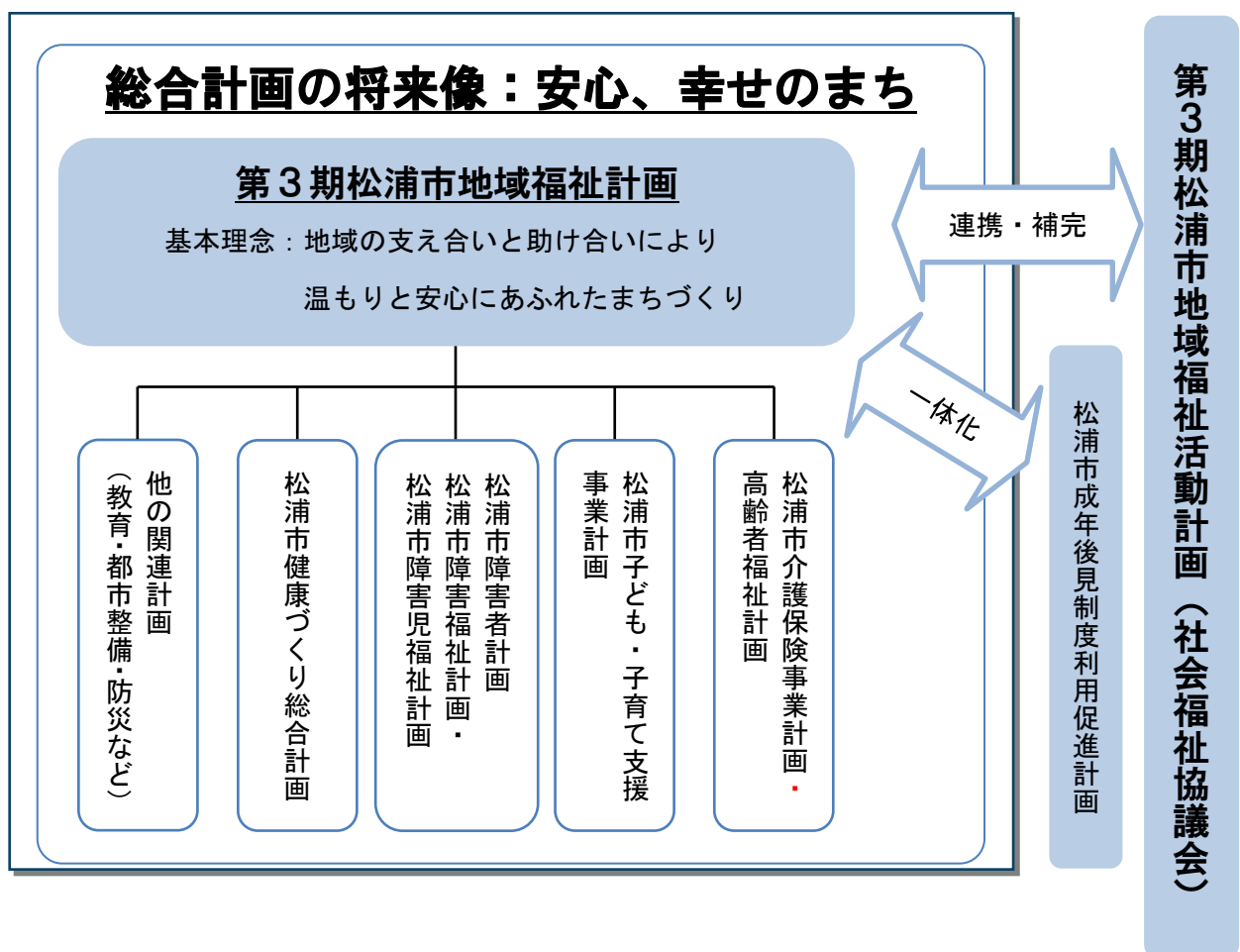
第3節 計画の位置づけ

「第3期松浦市地域福祉計画」は、第2次松浦市総合計画を上位計画とし、これまでに策定された各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画のなかでも大きな目標として掲げられている「地域での支え合いや助け合い(互助)」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定しています。また、「第3期松浦市地域福祉計画」は、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、すべての市民を対象に、地域における福祉活動を推進するための計画となります。

また、本市では成年後見制度の利用促進を含む市民の権利擁護に関する施策により一層の推進を図るため、本計画内に「松浦市成年後見制度利用促進基本計画」を位置づけます。

なお、下の図中の「松浦市地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定するものです。同計画は、「第3期松浦市地域福祉計画」と連携し、社会福祉協議会を中心に民間ですすめる地域福祉活動についての具体的な事業や取り組みを示す計画となります。

第3期松浦市地域福祉計画の位置づけ



第4節 計画の期間

「第3期松浦市地域福祉計画」の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
総合計画	第2次					
地域福祉計画	第3期（本計画）					第4期
健康づくり総合計画	第2次			第3次		
障害者計画	第3期			第4期		
障害福祉計画 障害児福祉計画	第6期 第2期		第7期 第3期			第8期 第4期
子ども・子育て支援 事業計画	第2期		第3期			
介護保険事業計画 高齢者福祉計画	第8期		第9期			第10期

第2章 松浦市の概況

第1節 人口・世帯の状況

1 人口の推移

松浦市の総人口は減少傾向にあり、平成27年の23,309人から令和2年には21,271人となり、5年間で2,038人減少しました。

年少人口（0～14歳）は、総人口に対する構成比でみると、平成27年に12.8%であったものが、令和2年には12.2%となりました。生産年齢人口（15～64歳）は、平成27年の12,541人から、令和2年には10,732人となり、5年間で1,809人減少しました。老年人口（65歳以上）は、平成27年の7,781人から令和2年には7,940人となり、159人増加しました。高齢化率は、平成27年には33.4%であったものが、令和2年には37.3%となりました。

松浦市では、年々少子高齢化が進行している状況です。

<人口の推移>

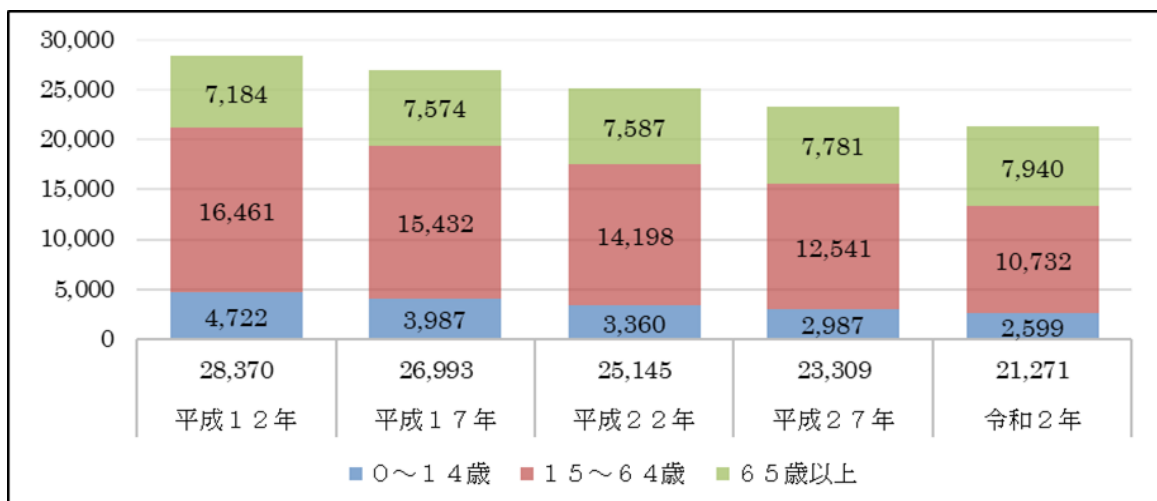
区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口		28,370 人	26,993 人	25,145 人	23,309 人	21,271 人
年 齢 3 区 分	年少人口 (0～14歳)	4,722 人 16.7 %	3,987 人 14.8 %	3,360 人 13.4 %	2,987 人 12.8 %	2,599 人 12.2 %
	生産年齢人口 (15～64歳)	16,461 人 58.0 %	15,432 人 57.2 %	14,198 人 56.5 %	12,541 人 53.8 %	10,732 人 50.5 %
	老年人口 (65歳以上)	7,184 人 25.3 %	7,574 人 28.0 %	7,587 人 30.2 %	7,781 人 33.4 %	7,940 人 37.3 %

資料)国勢調査(平成17年以前は、合併前の数値を合計している。)

※平成12年は、年齢不詳者3人あり

<年齢3区分別人口構成の推移>

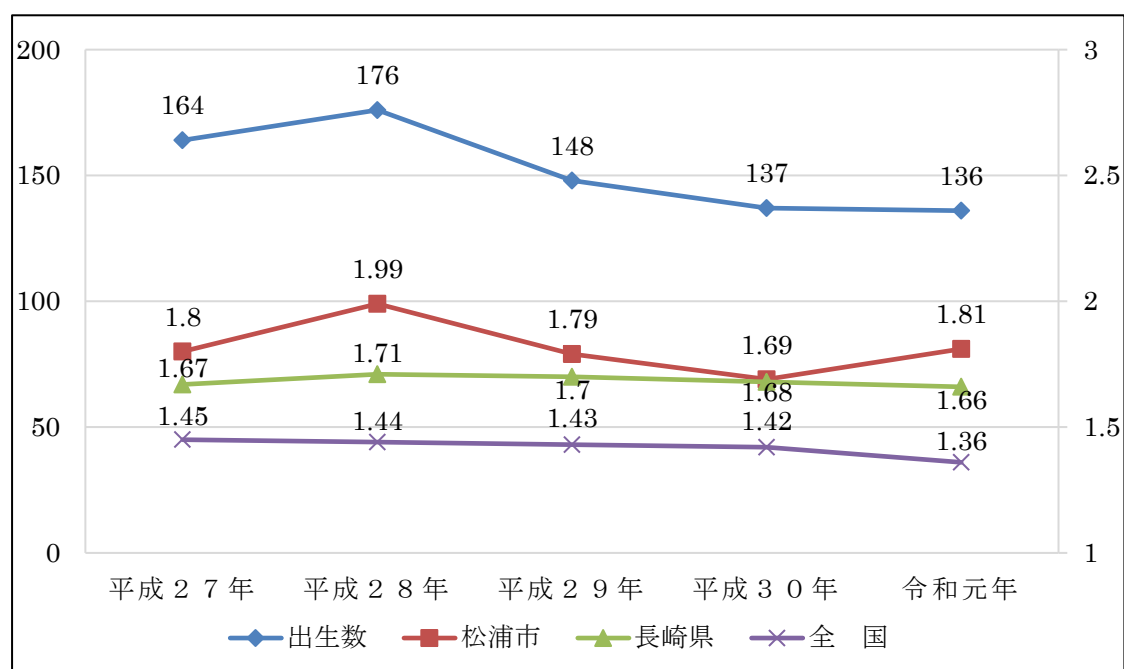
単位：人



<出生数、合計特殊出生率の推移>

単位：人

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
出生数		164	176	148	137	136
合計特殊出生率	松浦市	1.80	1.99	1.79	1.69	1.81
	長崎県	1.67	1.71	1.70	1.68	1.66
	全 国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36



資料:長崎県福祉保健課公表 衛生統計年表

2 世帯構成の推移

松浦市の一般世帯総数は減少傾向にあり、平成 27 年の 8,967 世帯から令和 2 年には 8,762 世帯となり、5 年間で 205 世帯減少しました。

核家族世帯は、平成 27 年の 4,650 世帯から令和 2 年には 4,497 世帯となり、5 年間で 153 世帯減少しましたが、一般世帯総数に対する割合は大きな変化がみられません。一方、親族世帯も減少しているものの、一般世帯総数に対する割合は平成 27 年の 68.9%から令和 2 年には 65.4%まで減少しました。このことは親族世帯のうち、核家族世帯を除くその他の親族世帯（孫・子・親からなる3世代世帯が多くを占める）の割合が減少したことを意味します。

単独世帯については、世帯数が平成 27 年の 2,736 世帯から令和 2 年には 2,989 世帯となり、5 年間で 253 世帯増加しました。一般世帯総数に対する割合をみると、平成 27 年に 30.5%であったものが、令和 2 年では 34.1%に増加しました。

松浦市では、世帯の小規模化が進行している状況です。

＜世帯構成の推移＞

単位：世帯

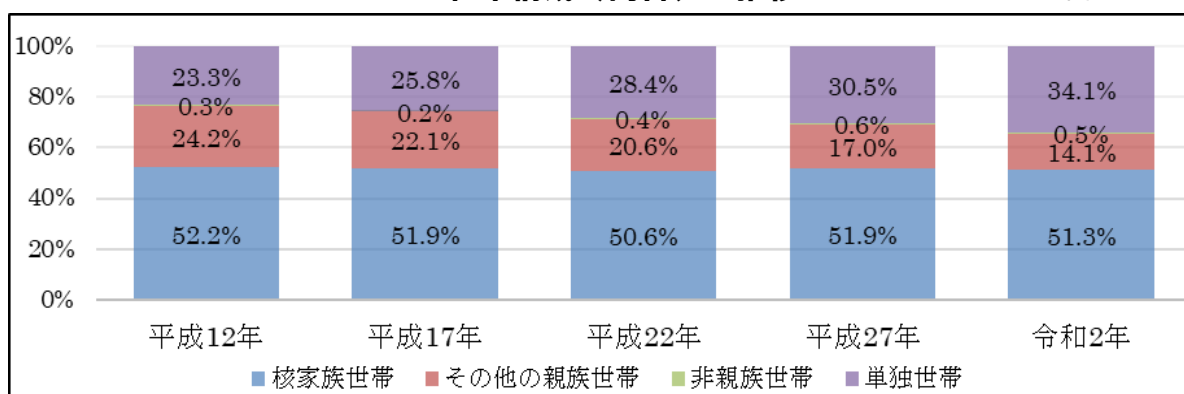
	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯
			核家族世帯				その他の親族世帯			
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども				
平成 12 年	9,360 100%	7,154 76.4%	4,884 52.2%	1,850 19.8%	2,211 23.6%	110 1.2%	713 7.6%	2,270 24.2%	29 0.3%	2,177 23.3%
平成 17 年	9,436 100%	6,985 74.0%	4,897 51.9%	1,904 20.2%	2,091 22.1%	118 1.3%	784 8.3%	2,088 22.1%	14 0.2%	2,438 25.8%
平成 22 年	9,183 100%	6,534 71.2%	4,651 50.6%	1,785 19.4%	1,898 20.6%	125 1.4%	843 9.2%	1,883 20.6%	37 0.4%	2,612 28.4%
平成 27 年	8,967 100%	6,175 68.9%	4,650 51.9%	1,845 20.6%	1,848 20.6%	160 1.8%	797 8.9%	1,525 17.0%	56 0.6%	2,736 30.5%
令和 2 年	8,762 100%	5,733 65.4%	4,497 51.3%	1,876 21.4%	1,750 20.0%	154 1.8%	717 8.2%	1,236 14.1%	40 0.5%	2,989 34.1%

資料：国勢調査

※一般世帯総数は、平成 22 年のみ世帯の家族類型「不詳」を含む

＜世帯構成（割合）の推移＞

単位：％



高齢者がいる世帯に注目すると、増加傾向にあり、平成 27 年の 4,977 世帯から令和 2 年には 5,021 世帯となりました。一般世帯総数に対する割合も平成 27 年には 55.5%であったものが、令和 2 年には 57.3%となりました。

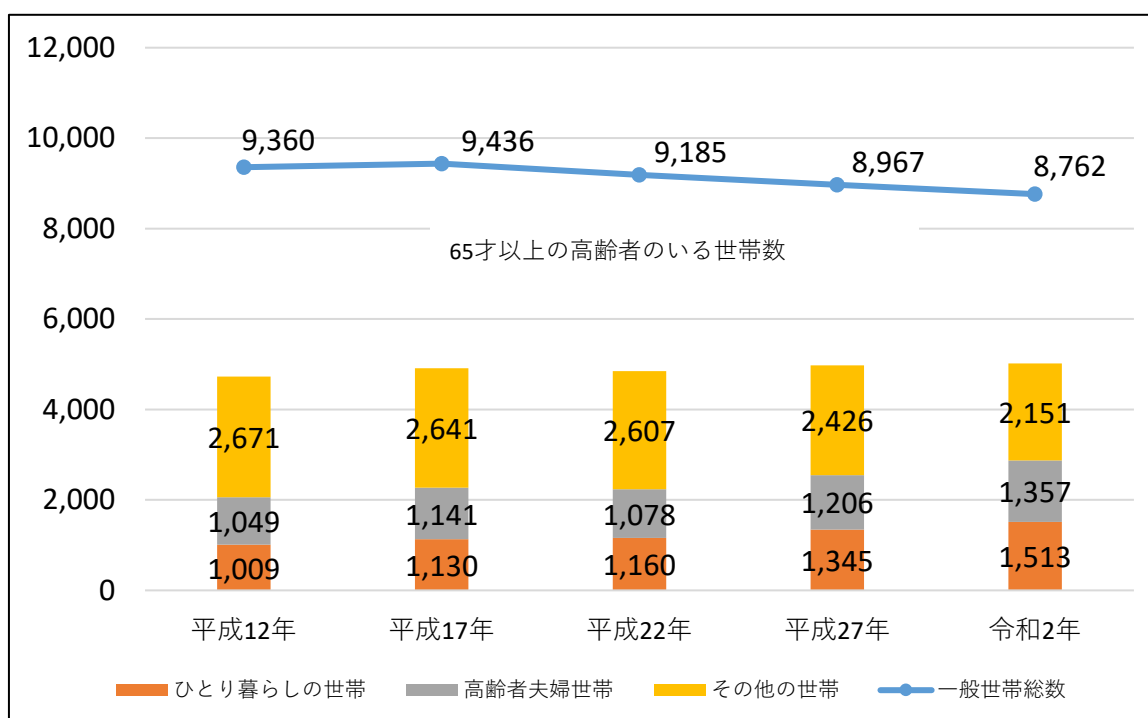
松浦市では、高齢者がいる世帯を中心に、ともにくらす家族同士で支え合うことがますます難しくなっていくことから、地域において互いに支え合う仕組みづくりがより一層重要になってきます。

＜高齢者世帯構成の推移＞

単位：世帯

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯総数	9,360	9,436	9,185	8,967	8,762
65 歳以上の高齢者のいる世帯	4,729	4,912	4,845	4,977	5,021
構成比	50.5%	52.1%	52.7%	55.5%	57.3%
ひとり暮らしの世帯	1,009	1,130	1,160	1,345	1,513
構成比	21.3%	23.0%	23.9%	27.0%	30.1%
夫婦世帯	1,049	1,141	1,078	1,206	1,357
構成比	22.2%	23.2%	22.2%	24.2%	27.0%
その他の世帯	2,671	2,641	2,607	2,426	2,151
構成比	56.5%	53.8%	53.8%	48.7%	42.8%

資料：国勢調査



第2節 高齢者・子ども・障がいのある人などの状況

1 要介護（支援）認定者数の状況

介護保険制度による要介護（支援）の認定者の総数は、平成28年度の1,595人から令和2年度には1,477人となっています。高齢者人口は増加しているものの、65才以上に占める割合は減少傾向にあります。原因として、平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業の開始により要支援者の減少がみられましたが、令和2年度から増加傾向になっています。

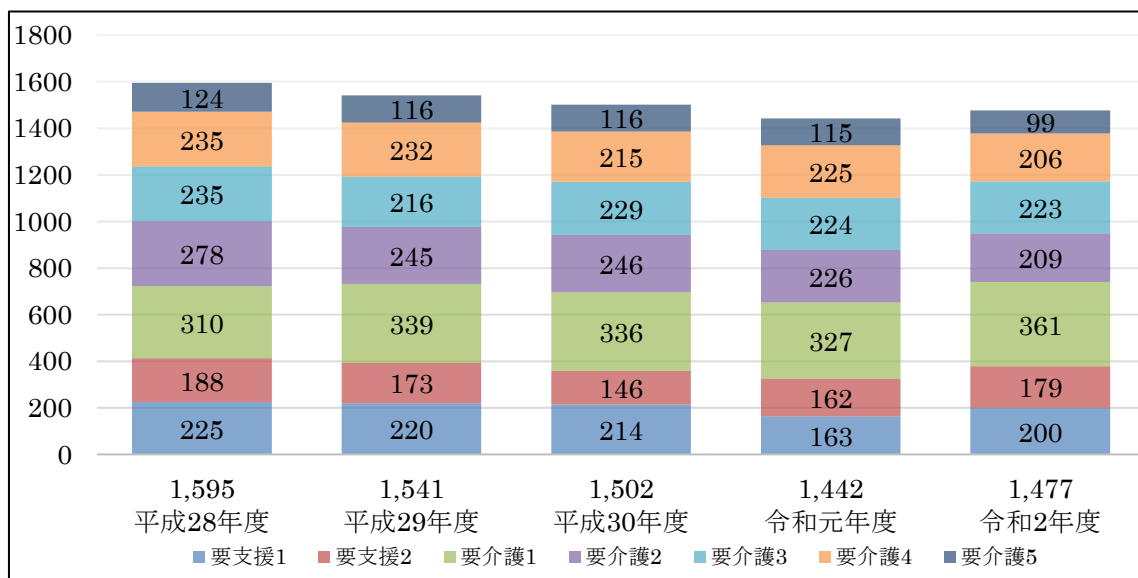
その内訳をみてみると、平成28年度との比較では要支援については413人（25.9%）から、令和2年度は379人（25.7%）、要介護については1,182人（74.1%）から、令和2年度は1,098人（74.3%）と介護度に応じた割合はほぼ横ばいの状況です。

＜要介護（支援）認定者数の推移＞

単位：人

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	65歳以上 の人数
平成28年度	225	188	310	278	235	235	124	1,595 19.9%	7,996
平成29年度	220	173	339	245	216	232	116	1,541 19.1%	8,057
平成30年度	214	146	336	246	229	215	116	1,502 18.5%	8,127
令和元年度	163	162	327	226	224	225	115	1,442 17.6%	8,174
令和2年度	200	179	361	209	223	206	99	1,477 17.9%	8,237

（％は65歳以上の人数に占める認定者率）



資料：長寿介護課（3月31日現在）

2 就園・就学の状況

松浦市には認可保育所（園）が私立 10 か所、認定こども園が私立 4 か所、家庭的（旧：小規模）保育事業所が 1 か所あります。

認可保育所（園）と認定こども園の在園児数は、平成 28 年度の 905 人が令和 3 年度に 724 人となり、減少傾向にあります。認可保育所（園）から認定こども園へ移行した施設が 2 施設あり、認定こども園の児童数が平成 30 年度、令和 2 年度に一時的に増加していますが、児童数は全体的に減少しています。小規模保育事業所は児童数の減少により、令和 2 年 4 月から小規模に保育事業を行う家庭的保育事業所に移行しています。

また、小学校の児童数は、平成 28 年度は 1,228 人でしたが、令和 3 年度には 1,160 人となり、減少傾向にあります。

<認可保育所（園）・幼稚園児数、小学校児童数の推移>

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
認可保育所（園）	738 人	711 人	632 人	599 人	474 人	470 人
認定こども園	167 人	169 人	224 人	220 人	291 人	254 人
小規模保育事業所	6 人	4 人	4 人	2 人	－人	－人
家庭的保育事業所	－人	－人	－人	－人	3 人	2 人
小学生	1,228 人	1,230 人	1225 人	1,209 人	1,207 人	1,160 人

資料：認可保育所（園） 子育て・こども課、小学生 学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

3 障害者手帳所持者の状況

【身体障がいのある人の状況】

平成 28 年度から令和 3 年度までの身体障害者手帳の所持者数をみると、平成 28 年度の 1,762 人から令和 3 年度には 1,446 人と 316 人減少していますが、令和 2 年度に身体障害者手帳更生指導台帳を整備したことによるものです。障害程度別では、1 級および 2 級の重度が全体の 4 割以上を占めています。

また、障がいの種別では、肢体不自由が半数を占めています。

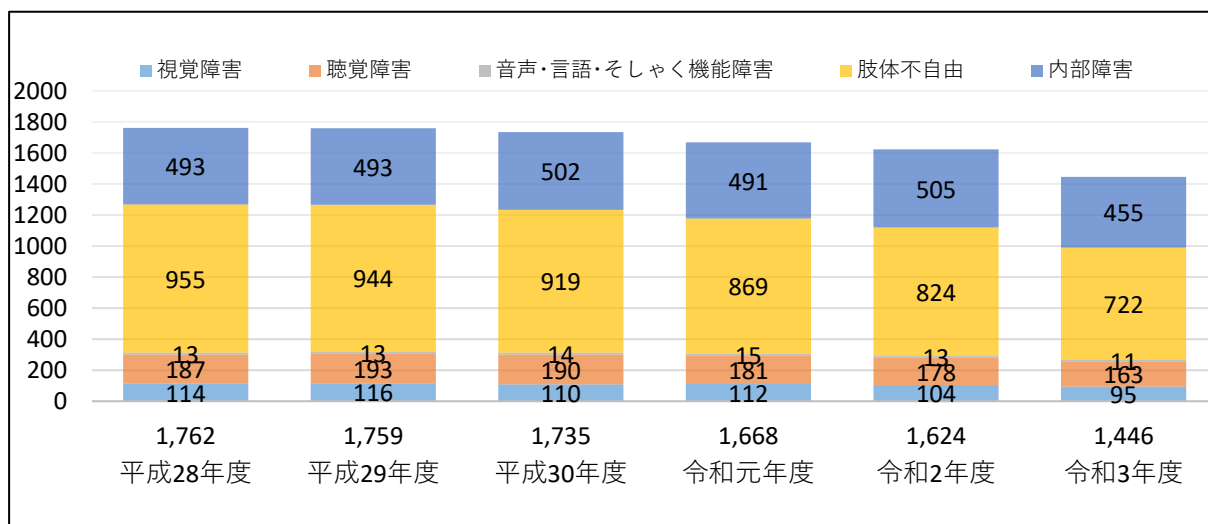
<身体障害者手帳所持者数の推移>

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
総 数	1,762 人	1,759 人	1,735 人	1,668 人	1,624 人	1,446 人
うち 1・2 級（重度）	752 人	761 人	749 人	723 人	697 人	615 人
視覚障害	114 人	116 人	110 人	112 人	104 人	95 人
うち 1・2 級（重度）	75 人	78 人	73 人	77 人	73 人	66 人
聴覚障害	187 人	193 人	190 人	181 人	178 人	163 人
うち 1・2 級（重度）	34 人	37 人	38 人	39 人	37 人	32 人
音声・言語・そしゃく機能障害	13 人	13 人	14 人	15 人	13 人	11 人
うち 1・2 級（重度）	1 人	1 人	3 人	3 人	1 人	1 人
肢体不自由	955 人	944 人	919 人	869 人	824 人	722 人
うち 1・2 級（重度）	388 人	390 人	376 人	349 人	321 人	271 人
内部障害	493 人	493 人	502 人	491 人	505 人	455 人
うち 1・2 級（重度）	254 人	255 人	259 人	257 人	265 人	245 人

資料：福祉事務所（4 月 1 日現在）

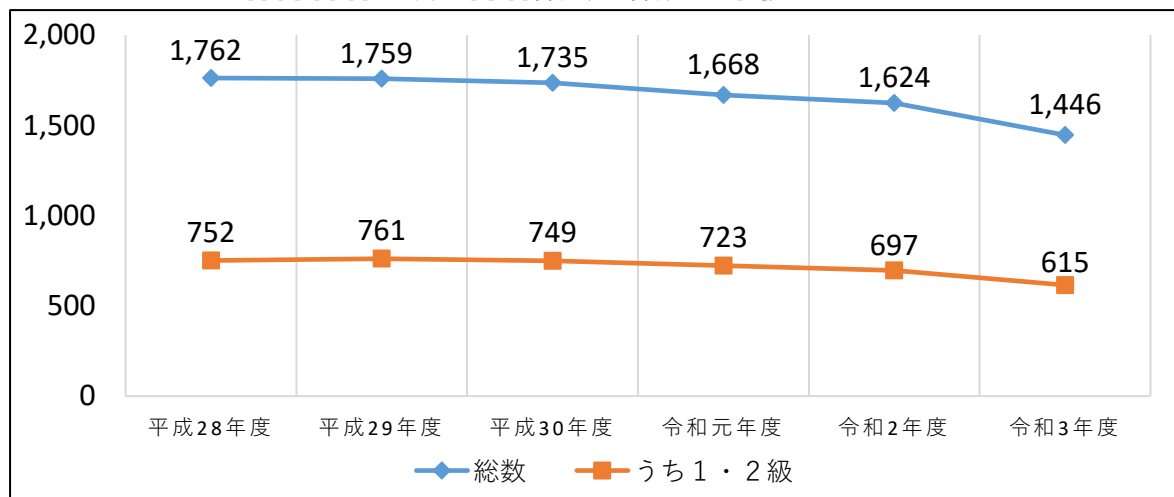
<身体障害者手帳所持者（種別毎総数）の推移>

単位：人



＜身体障害者手帳所持者数（総数）の推移＞

単位：人



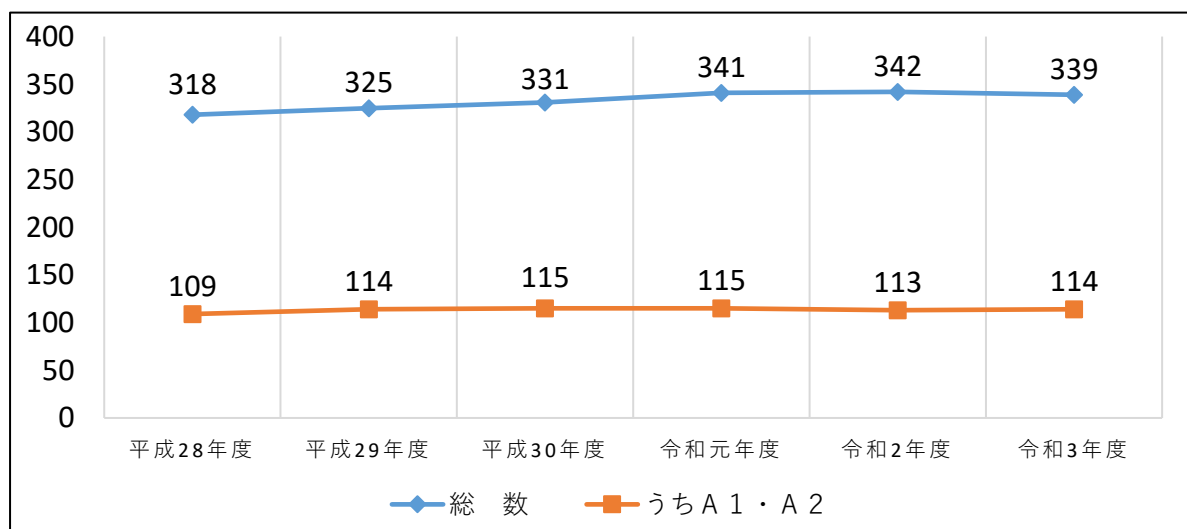
【知的障がいのある人の状況】

平成28年度から令和3年度の療育手帳の所持者数をみると、平成28年度で318人であったものが、令和3年度には339人となり、21人増加しましたが、重度を表すA1及びA2は110人前後で推移しています。

＜療育手帳所持者数の推移＞

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
総 数	318 人	325 人	331 人	341 人	342 人	339 人
う ち A 1 ・ A 2	109 人	114 人	115 人	115 人	113 人	114 人

資料：福祉事務所（4月1日現在）



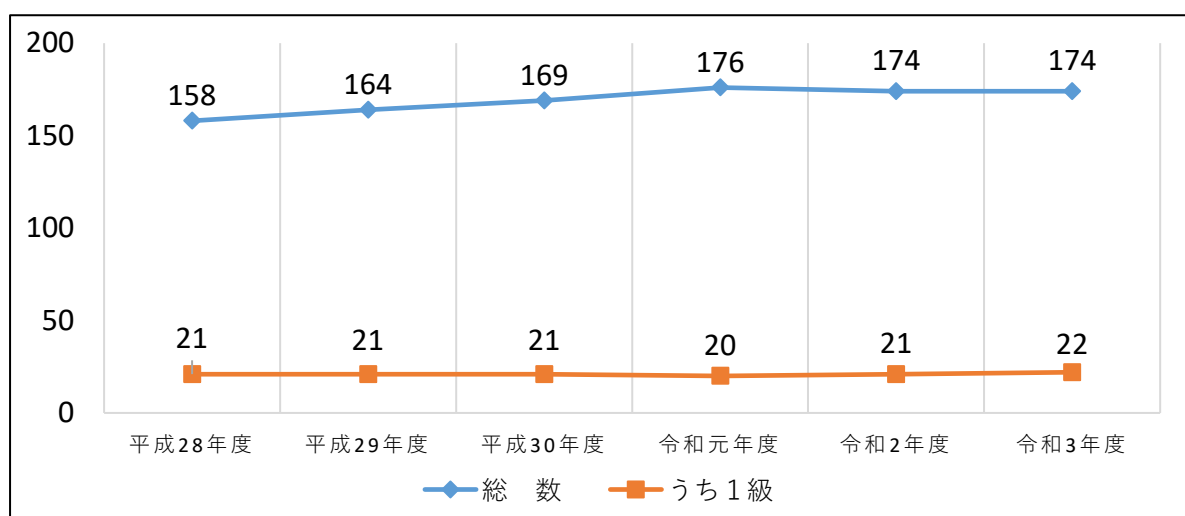
【精神障がいのある人の状況】

平成28年度から令和3年度の精神障害者保健福祉手帳の所持者数をみると、平成28年度で158人であったものが、令和3年度には174人となり、16人増加しましたが、重度を表す1級の人、ほぼ横ばいの状況にあります。

<精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総 数	158 人	164 人	169 人	176 人	174 人	174 人
うち1級（重度）	21 人	21 人	21 人	20 人	21 人	22 人

資料：福祉事務所（4月1日現在）



4 生活保護世帯の状況

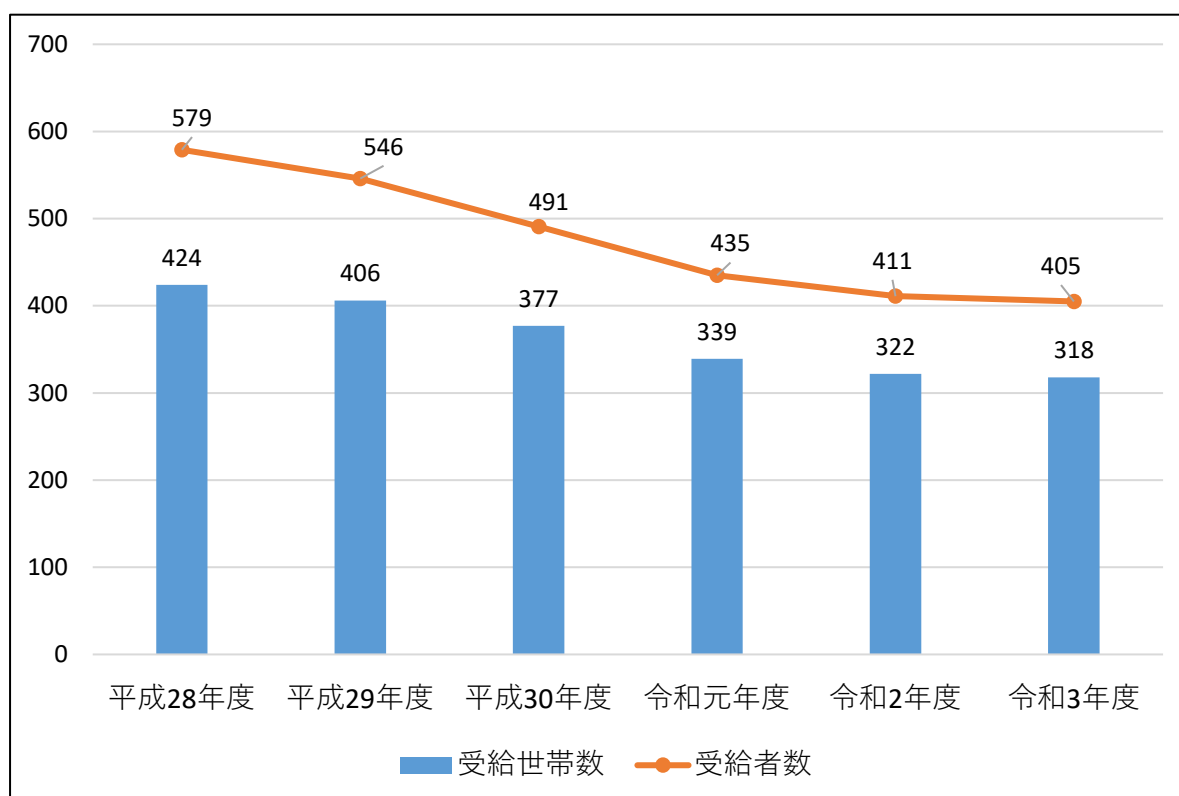
生活保護の受給状況については、受給世帯数、受給者数ともに減少傾向にあり、平成 28 年度に 424 世帯、579 人であったものが、令和 3 年度には 318 世帯、405 人まで減少しています。主な減少の理由としては、死亡や就職に伴う廃止によるものです。なお、本市では新型コロナウイルスによる生活保護の申請件数は増加していませんが、日常生活への影響が長期化した場合は、感染症に起因した受給世帯数及び受給者が増加することも予想されます。

＜生活保護世帯の推移＞

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受給世帯数	424 世帯	406 世帯	377 世帯	339 世帯	322 世帯	318 世帯
受給者数	579 人	546 人	491 人	435 人	411 人	405 人
保護率	2.53%	2.43%	2.22%	2.01%	1.93%	1.92%

資料：福祉事務所（3 月 31 日現在）

※令和 3 年度は 7 月 31 日現在



第3節 社会資源の状況

1 福祉サービスなどに関わる施設・事業所の状況

松浦市内に所在する高齢者福祉・介護分野、児童福祉・子育て支援分野、障害福祉分野の福祉サービスに関わる施設・事業所の状況は、以下のとおりです。

<高齢者福祉・介護分野>

施設・事業所	箇所数
養護老人ホーム	1
軽費老人ホーム	1
有料老人ホーム	2
老人福祉センター	1
高齢者生活福祉センター	1
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3
介護老人保健施設（老人保健施設）	1
介護療養型医療施設	2
訪問介護（ホームヘルプ）事業所	8
訪問看護事業所	3
通所介護（デイサービス）事業所	9
通所リハビリテーション（デイケア）事業所	4
短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）事業所	7
認知症対応型通所介護事業所	1
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所	7
生きがい活動支援通所サービス（生きがいデイサービス）事業所	1
居宅介護支援事業所	1 2
地域包括支援センター	1

資料：長寿介護課（令和3年3月1日現在）

<児童福祉・子育て支援分野>

施設・事業所	箇所数
認可保育所（園）	10
認定こども園	4
家庭的（旧：小規模）保育事業所	1
小学校（公立）	8
中学校	7
子育て支援センター	14
児童発達支援事業所	1
放課後等デイサービス事業所	2
学童保育	8
子育て支援施設・児童館	2

資料：福祉事務所、子育て・こども課・学校教育課（令和3年5月1日現在）

<障害福祉分野>

施設・事業所	箇所数
共同生活援助（グループホーム）事業所	2
居宅介護事業所	2
重度訪問介護事業所	2
同行援護事業所	1
生活介護事業所	1
就労継続支援（B型）事業所	6
相談支援事業所	3
地域活動支援センター	1
福祉有償運送事業者	8

資料：福祉事務所（令和3年8月1日現在）

2 民生委員・児童委員や各種相談員の状況

松浦市の民生委員・児童委員や各種相談員の状況は、以下のとおりです。

<民生委員・児童委員>

区 分	御厨星鹿地区	志佐地区	調川地区	今福地区	福島地区	鷹島地区	合計
民生委員 児童委員数	17人	18人	12人	13人	12人	10人	82人
主任児童委員	2人	2人	2人	2人	2人	2人	12人
合 計	19人	20人	14人	15人	14人	12人	94人

<身体障害者相談員>

区 分	松浦地区	福島地区	鷹島地区	合計
県委嘱	3人	1人	1人	5人
市委嘱	1人	1人	1人	3人

<知的障害者相談員>

区 分	松浦地区	福島地区	鷹島地区	合計
県委嘱	2人	1人	1人	4人

<高齢者相談員>

松浦地区	1人
------	----

<家庭相談員>

松浦地区	1人
------	----

<生活困窮者自立相談支援員>

松浦地区	3人
------	----

第4節 市民意識調査結果概要

1 市民意識調査の概要

本計画の策定にあたり、市内在住の16歳以上の市民1,500人を対象に地域福祉に関する市民意識調査を実施しました。

地域福祉に対する意識や地域活動への参加意向、支援を必要とする人に対する施策等、市民視点から本市の地域福祉の状況や施策のニーズを把握することを目的としました。

なお、調査内容は10年前のアンケートの内容と同じものを活用し、今回の回答結果と比較・検証を行いました。

2 調査方法及び回収結果

区分	市民
調査地域	松浦市内全域
調査対象	市内在住の16歳以上の市民
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	2021（令和3）年3月7日～3月19日
配布数（A）	1,500件（男女各750件）
回収件数（B）	683件
無効回答件数（C）	0件
有効回答件数（B－C）	683件
有効回答率（（B－C）／A）	45.5%

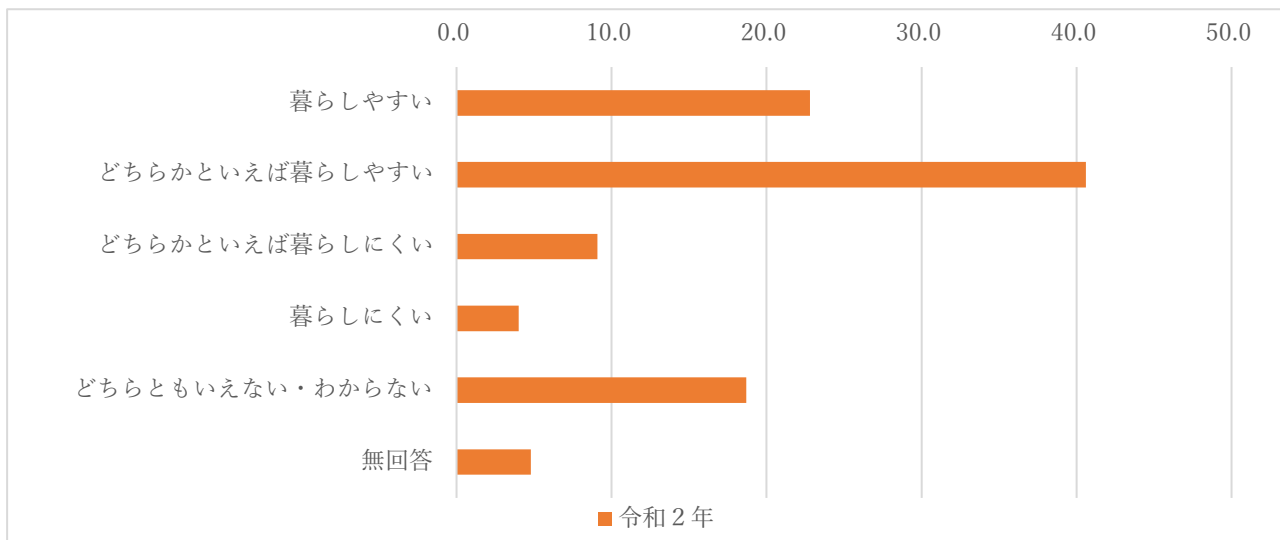
3 グラフ等を見る際の留意点

- ・グラフ内の数値（軸数値を含む）の単位は、すべて「パーセント」としている。なお、数値の合計は回答の比率を小数点第二位で四捨五入して表示しているため、各項目の合計が100.0パーセントにならない場合があります。
- ・グラフについては、上段が前回分（平成22年）、下段が今回分（令和2年）の回答を表示しています。

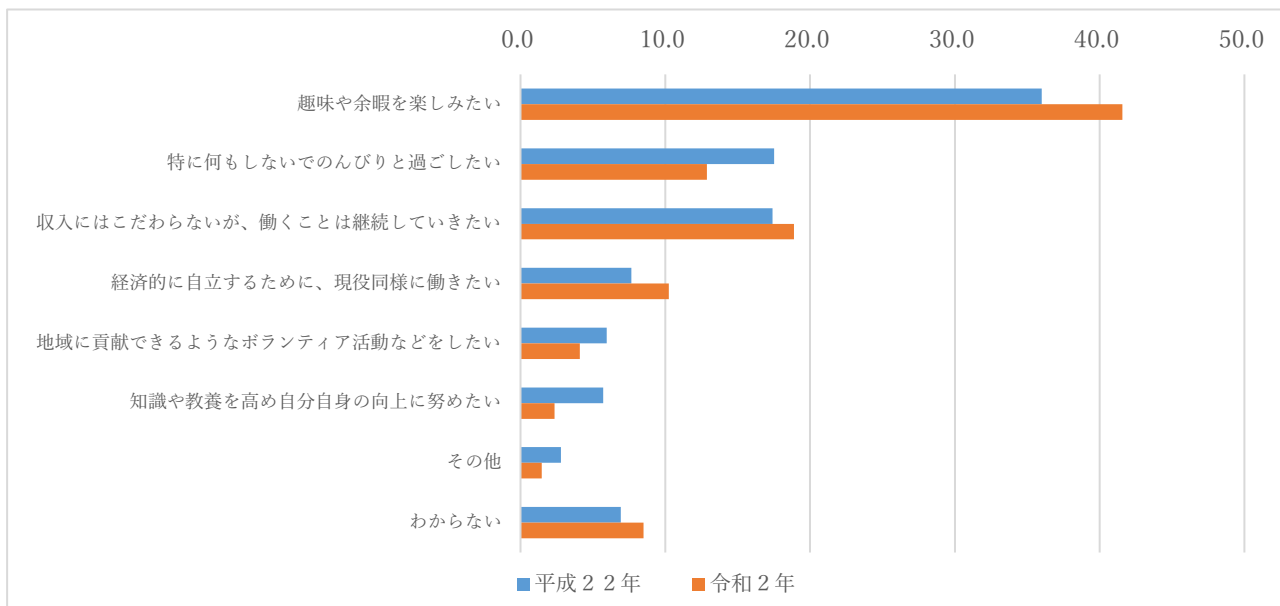
4 調査結果

【生活について】

Q あなたにとって、松浦市での暮らしはどうか 【単一回答】



Q あなたはご自身の「高齢期」を主にどのように過ごしたいとお考えですか 【単一回答】



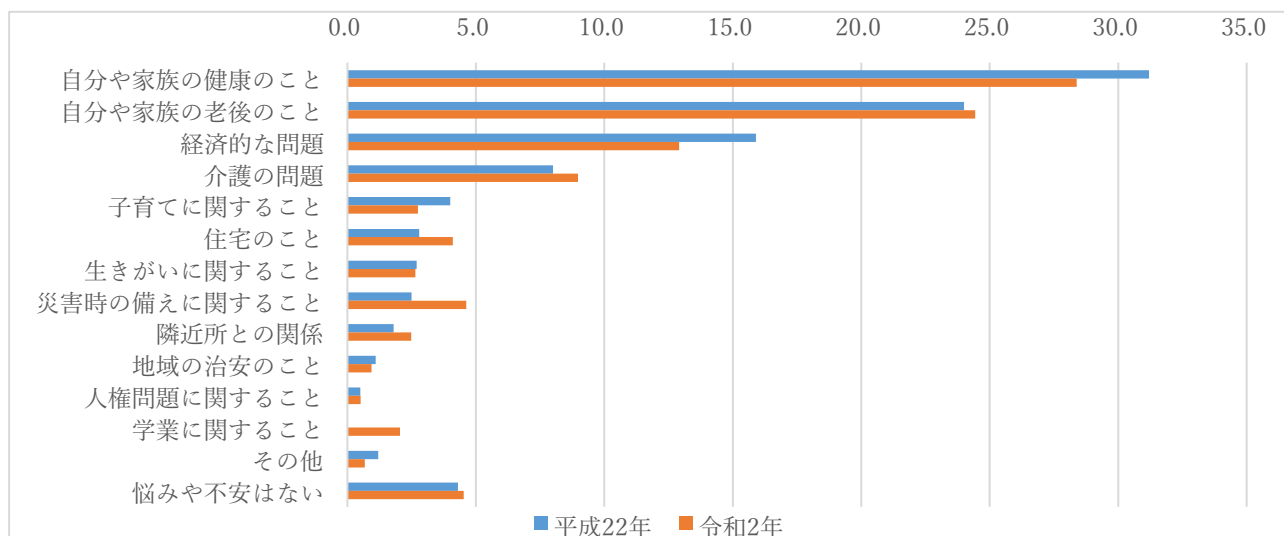
■回答結果から見える今後の課題

松浦市の暮らしについて、「暮らしやすい」「どちらかといえば暮らしやすい」と回答した人は63.4%です。また、自身の「高齢期」の過ごし方については、「趣味や余暇を楽しみたい」「収入にはこだわらないが、働くことは継続していきたい」と回答した人が10年前より増加しており、全体の7割になります。

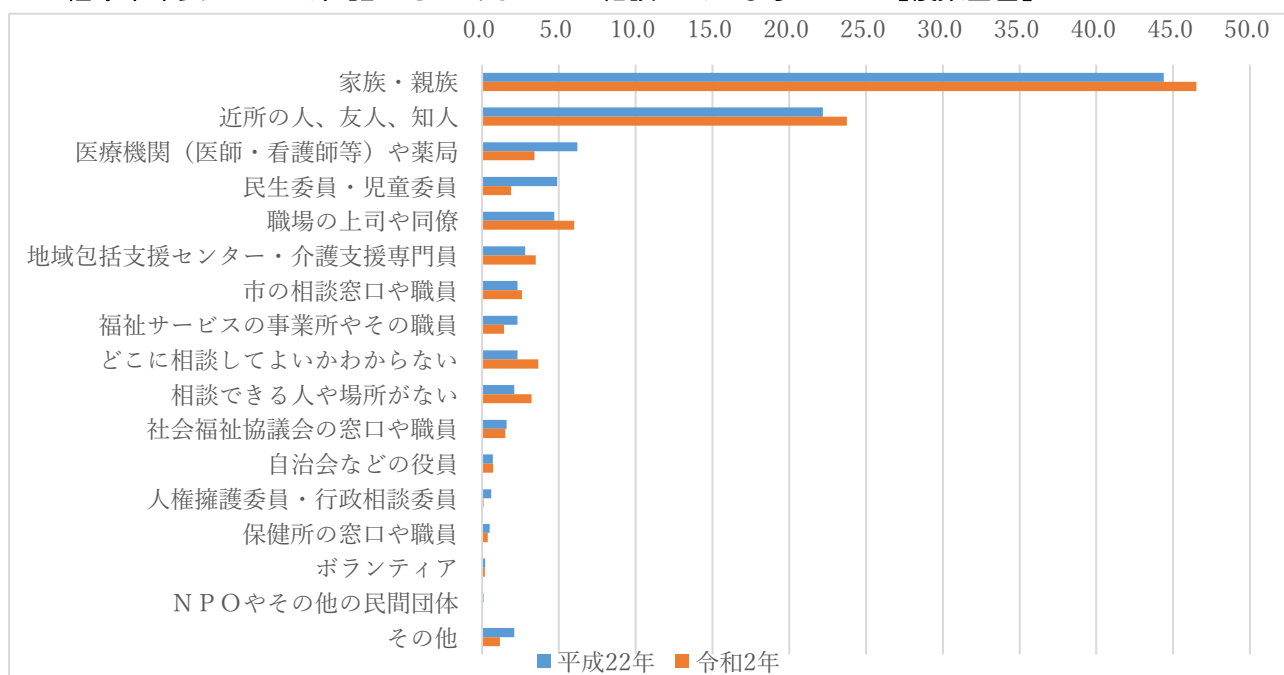
これらの実現のためには、自身の健康と受け入れられる環境整備が必要です。

【不安や悩みについて】

Q あなたやご家族は現在、日々の生活において、主にどのような悩みや不安を感じていますか
【複数回答】



Q 悩みや不安について、誰にもしくはどこに相談していますか 【複数回答】



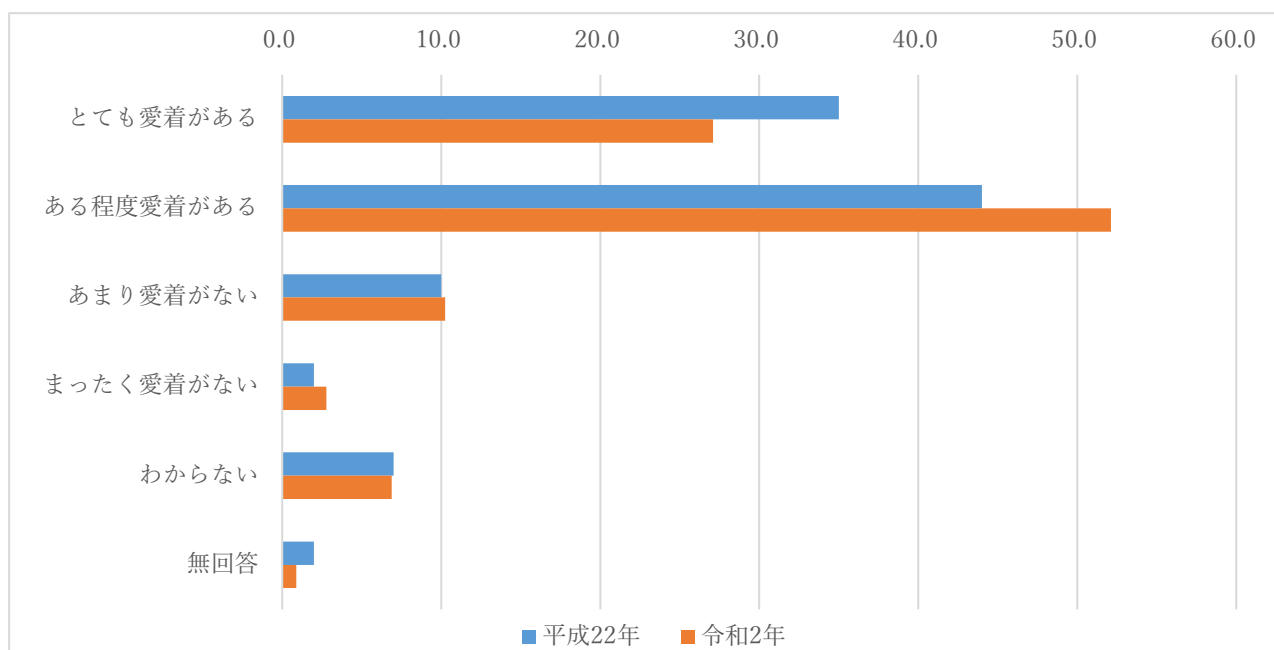
■回答結果から見える今後の課題

日々の生活において感じている主な悩みや不安は、自分や家族の「健康」や「老後」のことが10年前と同様に多く、「介護の問題」も増えています。また、悩みや不安の相談先は、「家族・親族」「近所の人、友人、知人」「職場の上司や同僚」の順となっています。一方で、公的機関等の相談を利用したいという人は僅少で、「どこに相談してよいかわからない」「相談できる人や場所がない」と回答した人は10年前より増えています。

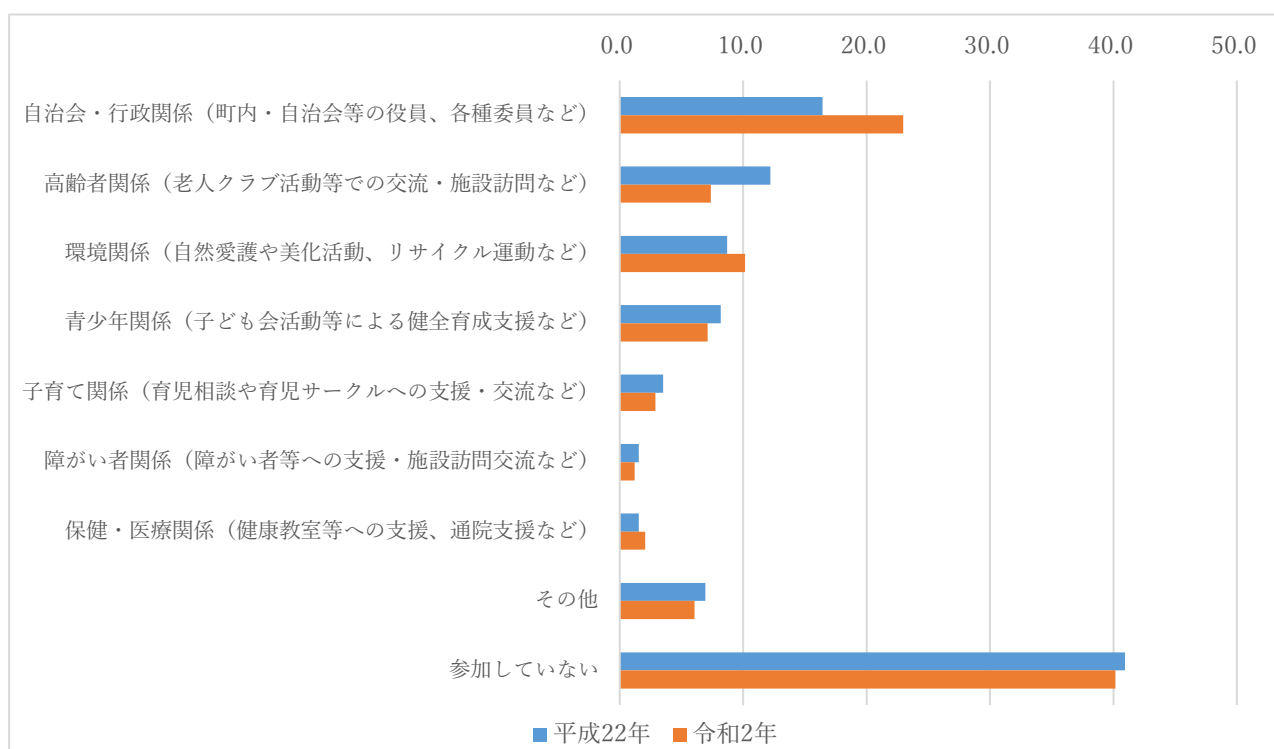
公的機関等の相談窓口や相談に関わる支援体制についての認知度が低いことから、今後様々な形での情報提供が必要です。

【地域との関わりについて】

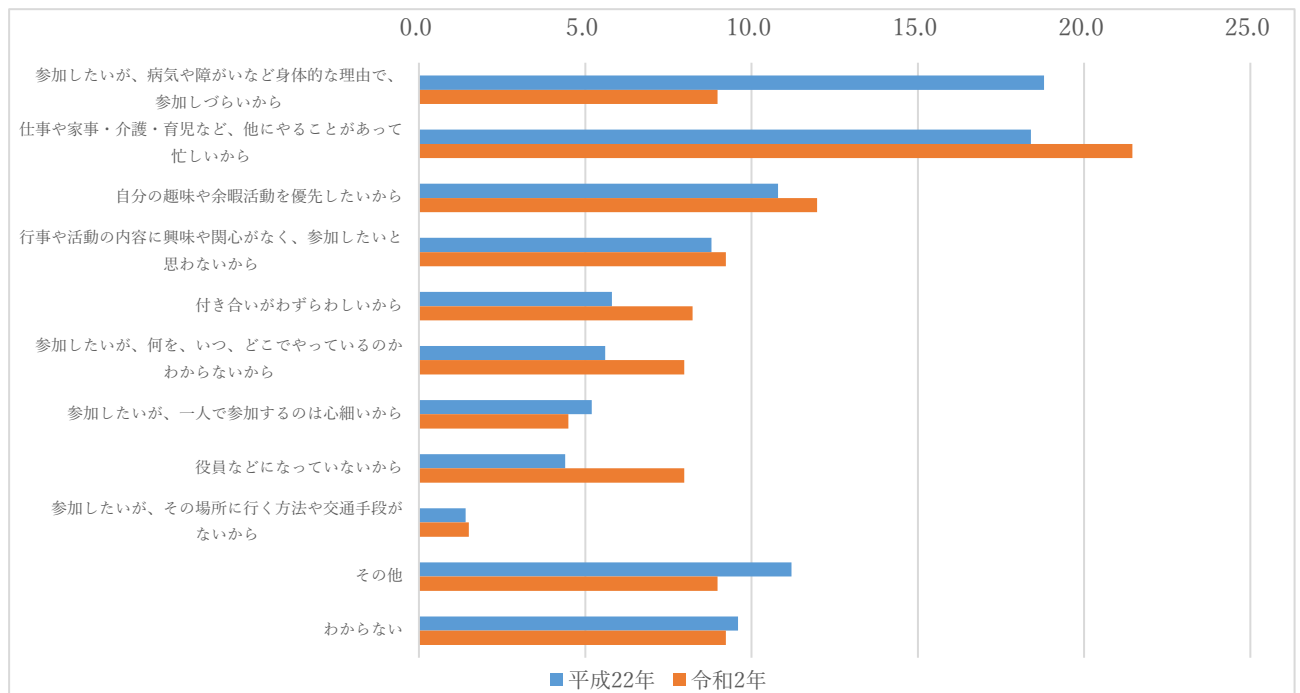
Q あなたは、お住いの地域に愛着をお持ちですか 【単一回答】



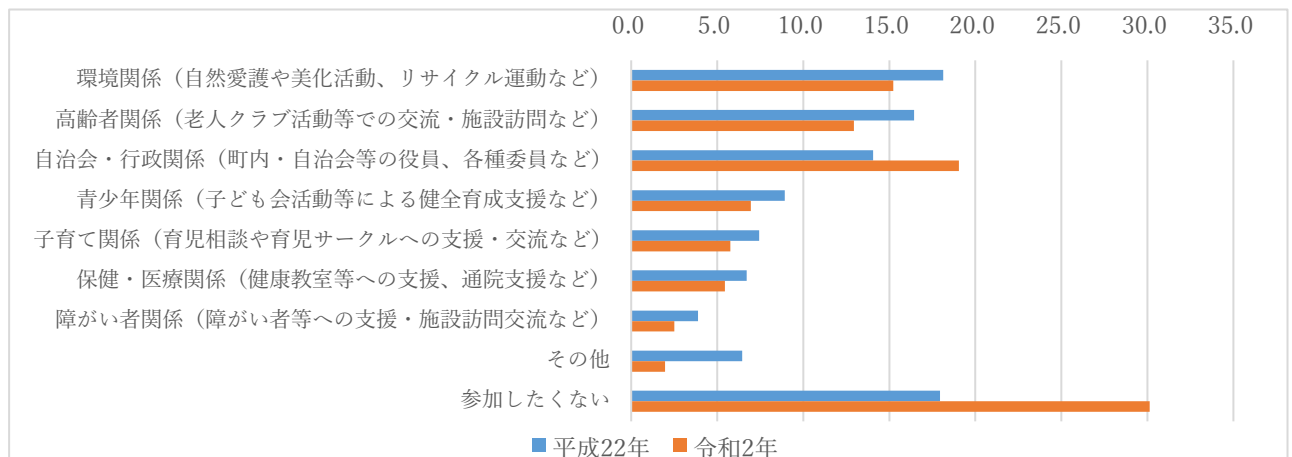
Q あなたが考える「地域」で、現在活動に参加しているのは、どのような分野ですか 【複数回答】



Q 自治会等の活動に参加していない主な理由は何ですか 【複数回答】



Q あなたが、今後「地域」のさまざまな活動に参加するとすれば、どのような分野が考えられますか 【複数回答】



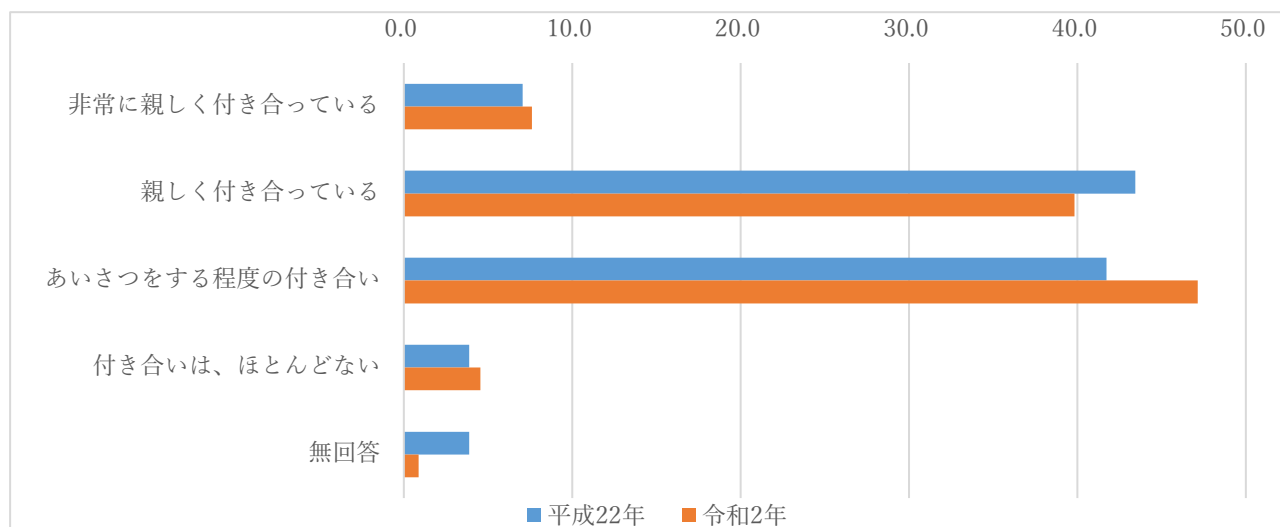
■回答結果から見える今後の課題

地域への愛着について、約8割の人が「とても愛着がある」「ある程度愛着がある」と回答していますが、地域での活動は10年前と同様に「参加していない」と回答した人が4割となっています。参加していない人の理由としては、「忙しい」「他のことを優先させたい」という意見がある一方で、「参加したいが・・・」と参加したい意向がある人もおられます。なお、今後の地域の活動について「参加したくない」と回答した人は、10年前より倍近く増えて3割となっています。

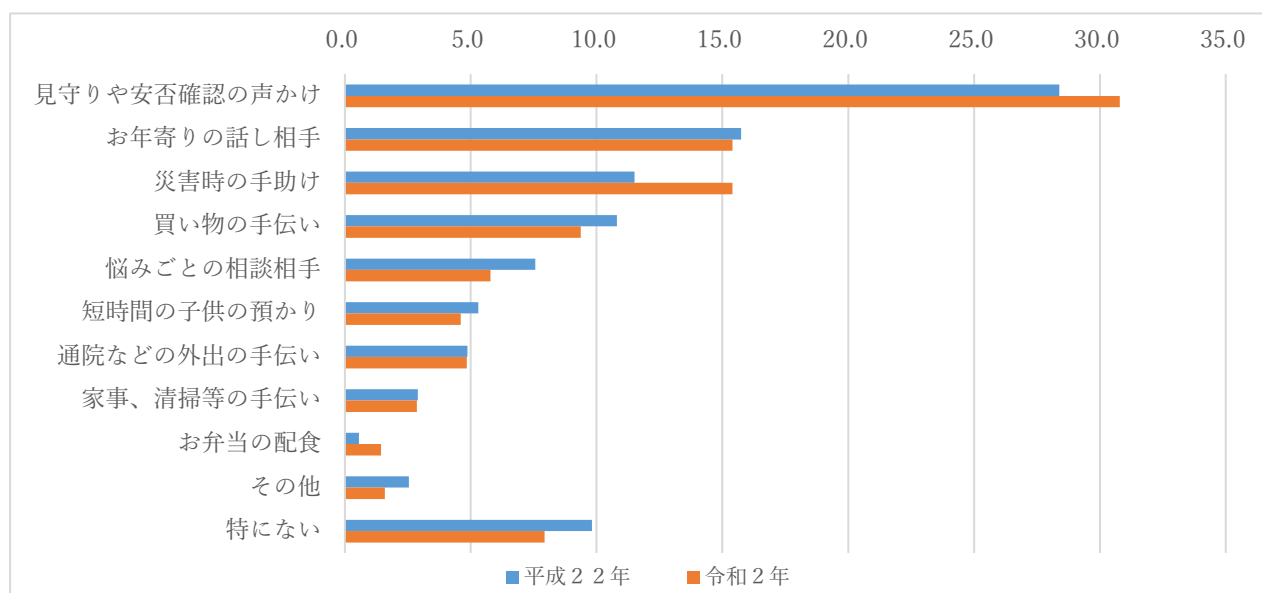
地域活動への参加意欲の低下は、地域のつながりの希薄化に直結するため懸念されるところです。「地域共生社会の実現」を目指すため、人と人とのつながりの再構築が必要です。

【近所の人との関わりについて】

Q あなたは、近所の人とどの程度のお付き合いをしていますか 【単一回答】



Q 近所に介護や子育てで困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができますか 【複数回答】



■回答結果から見える今後の課題

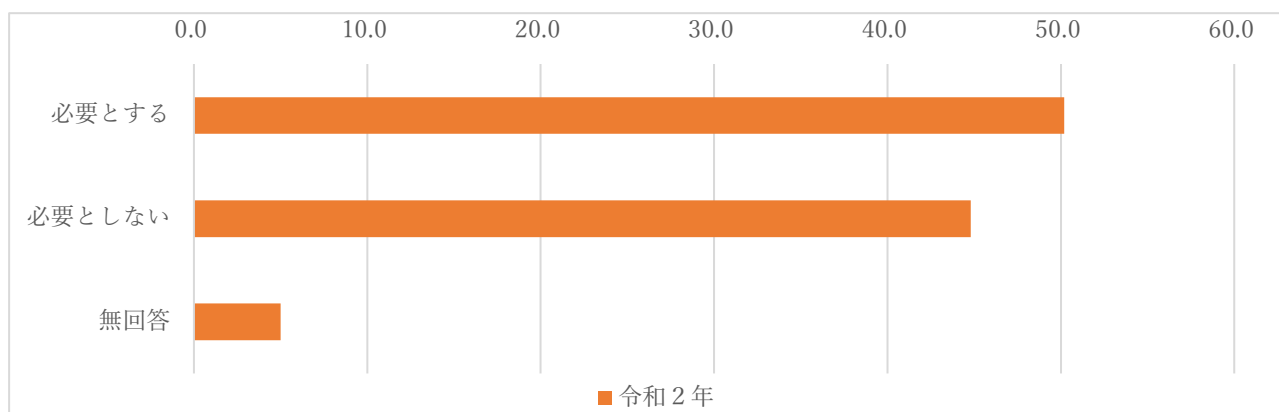
近所の方との付き合いについては、何らかの関わりがあるという人は多く、近所で困っている家庭に対し、「見守りや安否確認の声かけ」「災害時の手助け」ができると回答した人は、10年前より多くなっています。

近年、毎年各地で台風や豪雨による災害が発生し、頻繁に報道もされることから、「災害時の手助け」等が増えていると考えられます。

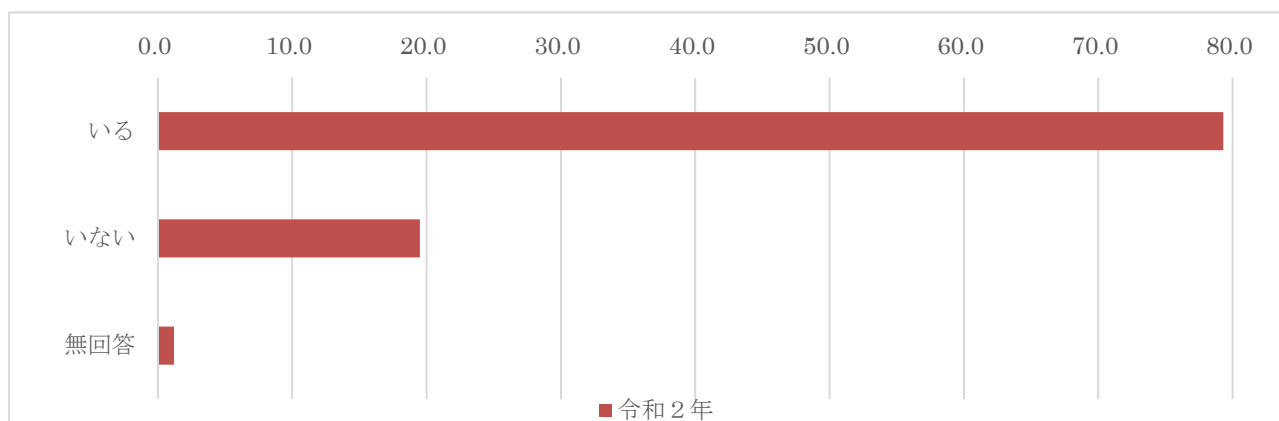
なお、このことは大変重要であり、次の項目（災害時のことについて）にも関連してきます。

【災害時のことについて】

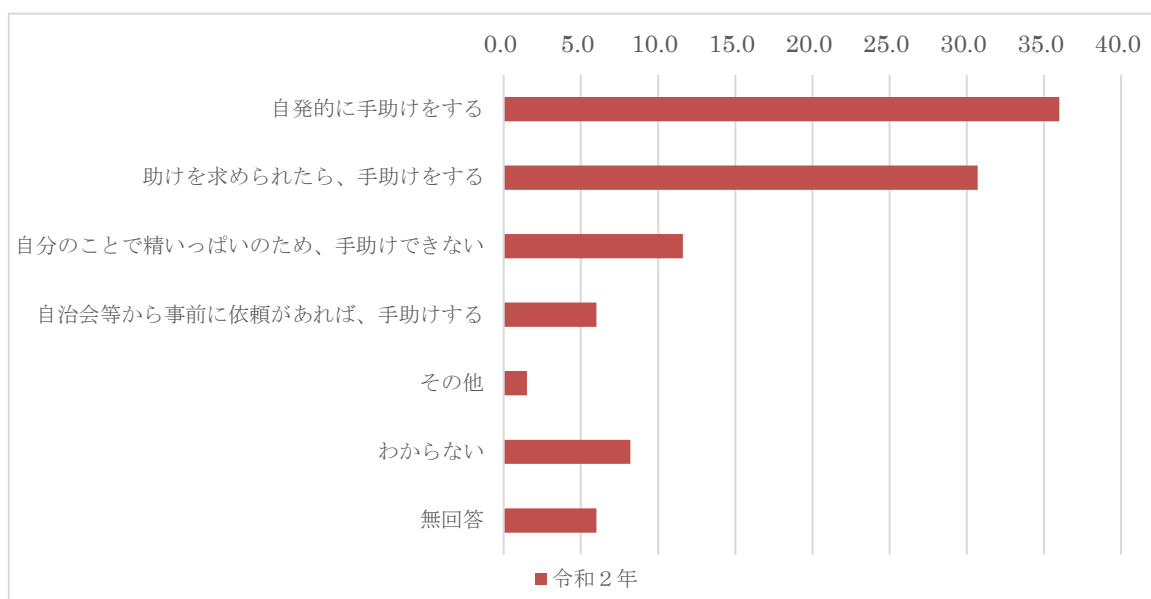
Q あなたは、大雨や台風時の災害発生時に、誰かの手助けを必要としますか 【単一回答】



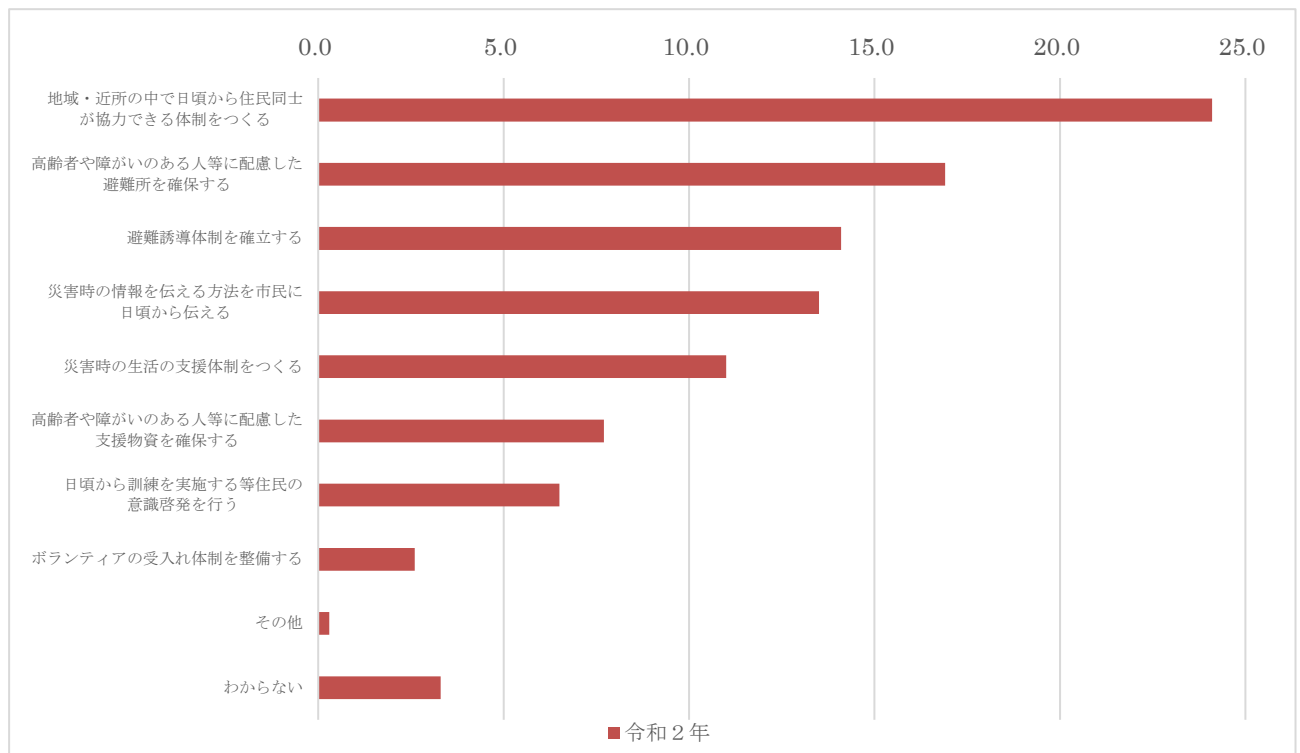
Q あなたは、災害発生時に手助けをしてもらえる人がいますか（前問で「必要とすると答えた人のみ」） 【単一回答】



Q 災害時の緊急事態が発生したときに、近所に自力で避難できない人や安否の不明な人がいた場合、あなたはどうしますか 【単一回答】



Q 災害時に備えて、高齢者や障がいのある人等、災害時に手助けを必要とする方に対する対策として、特にどのようなことに取り組むべきだと思いますか 【複数回答】



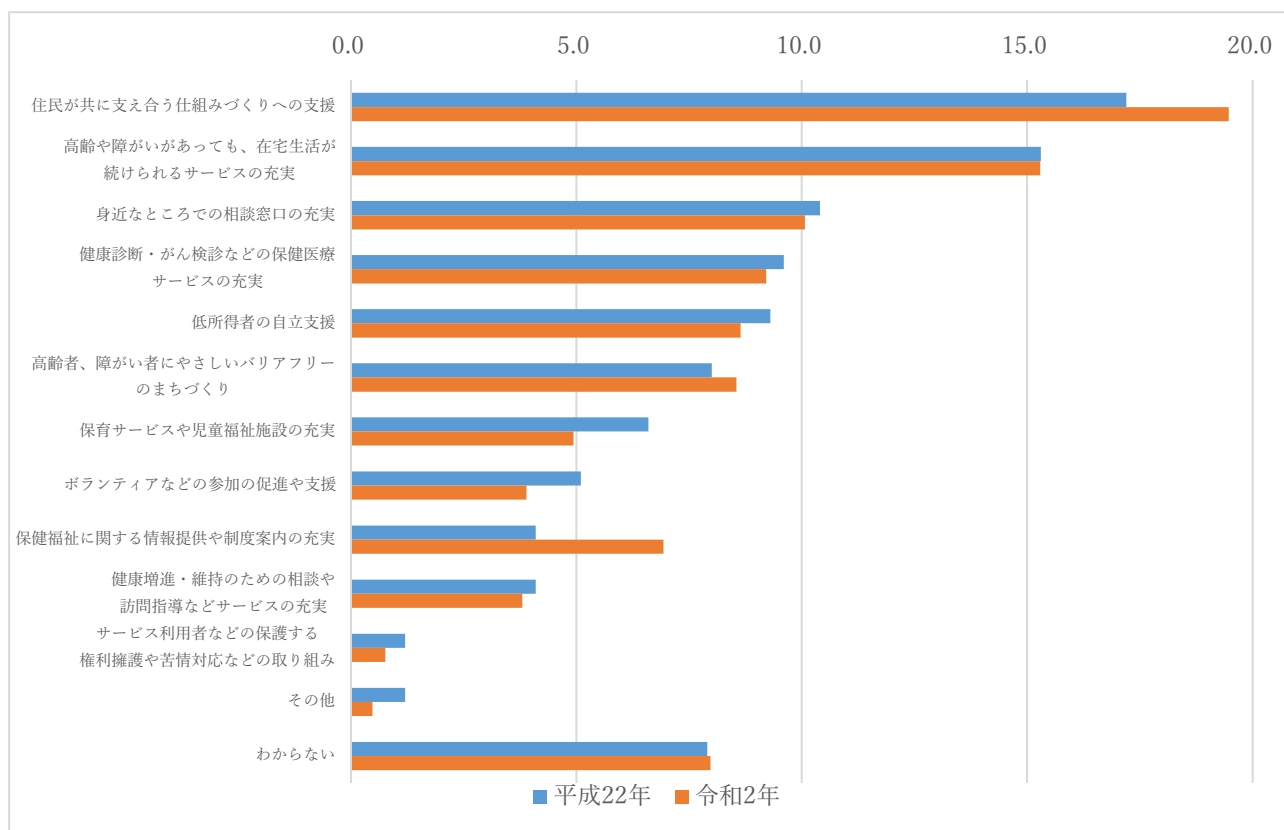
■回答結果から見える今後の課題

災害発生時に、「手助けを必要とする」と回答した人が半数に及んでいますが、そのなかで「手助けをしてもらう人がいない」と回答した人が約2割おられます。また、緊急事態の時、「手助けをする」と回答した人は全体の7割強にのぼります。

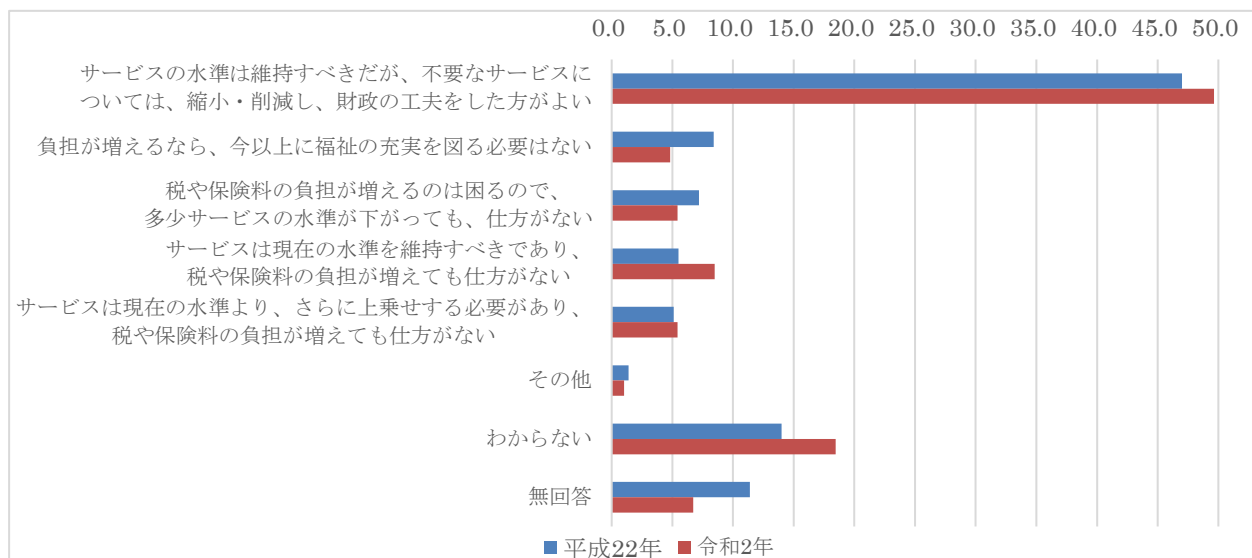
手助けを必要とする人に対する対策として、「地域・近所の中で日頃から住民同士が協力できる体制をつくる」「避難誘導体制を確立する」など「体制づくり」に取り組むべきとの回答が多くあり、今後は体制を整えることで協力者を増やしていくことが必要です。

【市の取り組みについて】

Q 今後、市が取り組むべき施策は、どれを充実すべきだと思いますか 【複数回答】



Q 福祉サービスを充実していくためには、どのようにしたらよいとお考えですか 【単一回答】



■回答結果から見える今後の課題

今後市が取り組むべき施策について、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」が多く、「在宅生活が続けられるサービスの充実」「相談窓口の充実」が続いています。

福祉サービスの水準は維持しつつ、負担は増えないよう適切なサービスの提供が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

松浦市においては、急速な少子高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実に進んでいます。さらに、厳しい社会経済状況のなか、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域や家族における「つながり」の希薄化などが要因となってさまざまな問題が発生しています。

こうした社会環境の変化の中において、高齢者や子どもたち、障がいのある人たちなど、地域でともに暮らす人々が、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての市民が住み慣れた地域や家庭のなかで、お互いに思いやりの心を持ち、ともに助け合い、支え合うことがますます重要となっています。

国では、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることが明記されました。このことを受けて、今は希薄になった地域でのつながりによる助け合いや支え合い等の機能を再構築し、多様化・複雑化した地域の課題解決につなげることで、地域共生社会の実現を目指す必要があります。

そのため、松浦市では豊かな自然に囲まれた環境の中で、地域に住む人同士が、支え合いと助けあい（互助）を大切にしながら、温もりと安心にあふれたまちづくりを目指していきます。

松浦市総合計画の将来像のうち「安心、幸せのまち」を実現するために掲げた方向性の1つである「皆が分け隔てなく、快適で幸せに暮らせる環境」を目指すという基本目標に基づき、次のとおり、第2期計画の基本理念を継承した本計画の基本理念を定めます。

「地域の支え合いと助け合いにより 温もりと安心にあふれたまちづくり」

第2節 基本目標

松浦市の地域福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、前述の基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの基本目標を設定します。

1. ふれあいと支え合いのあるまちづくりの推進

「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」

地域での助け合い・支え合いを行うためには、地域やとなり近所との日頃からのあいさつや声かけ等を通じた顔の見える関係づくりが必要です。また、講座・学校等における意識啓発や個人の知識・技術を生かせる活躍の場等の機会を通じてともに学び、さらに学んだことを活かして、地域福祉を支える人材として、一人ひとりが役割を担うことが必要です。

本計画では、誰もが地域福祉活動に参加できる地域をめざします。そのために、学びの機会を提供し地域福祉活動への参加と協力を促すとともに、交流の場を充実し、ボランティア活動や地域活動の推進を図ることで、社会参加の機会の充実を図る環境づくりをすすめます。

2. 優しさと温もりのあるまちづくりの推進

「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」

地域で課題を抱える人が適切な支援やサービスを受けるためには、こういった相談窓口を利用すればよいのか、また、地域でこういった支援やサービスを受けることができるのかを知ることができる環境を整備することが必要です。

また、近年は市民が抱える地域での生活課題は複雑化・複合化しており、これまでの分野に応じた相談支援だけでは対応できないケースが増加しています。今後は分野にこだわらず課題を受け止める相談窓口の充実や、受け止めた困りごとを適切な支援につなぐ体制づくりが必要です。

本計画では、誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域をめざします。そのために、福祉サービスに関する情報提供、相談支援体制を充実し、サービスを利用しやすい仕組みづくりをすすめます。

3. 安全・安心と生きがいのあるまちづくりの推進

「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」

高齢化の更なる進行に伴い、認知症の人も増加することが考えられます。そこで、認知症になるのを遅らせる、また、認知症になっても進行を緩やかにするための認知症の「予防」と、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる「共生」を、身近な地域でも実践していくことが重要です。

本計画では、誰もが安心して安全に暮らすことができる地域をめざします。そのために、福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域での助け合いや支え合いの仕組みと体制を整えることで、地域において安心して暮らしていける基盤づくりをすすめます。

また、いのちを守る支援体制の充実を図るために、虐待防止への支援強化や災害時の避難に備える体制づくりをすすめます。

第3節 重点プロジェクト

重点プロジェクト

地域を中心とした支えあう仕組みづくり

「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」

「地域共生社会」を実現するためには、多様な地域の生活課題を地域全体で解決していく「包括的な支援体制」の整備が必要です。

「第3期松浦市地域福祉計画」では、本市における「包括的な支援体制」を整備することを重点プロジェクトとし、取り組みを推進します。

重点プロジェクトは、3つの基本目標に共通する考え方であるとともに、3つの基本目標それぞれに基づく取り組みを有機的に連動させ、より効果的な地域福祉の推進を図ることを目的としています。

基本目標1

ふれあいと支え合い
のあるまちづくり

基本目標2

優しさと温もりのあ
るまちづくり

基本目標3

安全・安心と生きが
いのあるまちづくり

重点プロジェクト

地域を中心とした支えあう仕組みづくり

第4節 取り組みの体系

基本目標	取り組みの柱	取り組み	重点プロジェクト
ふれあいと 支え合いの ある まちづくり の推進	1 学ぶ機会の充実	(1) 人権と福祉の教育・啓発の充実を図る	地域を中心とした支えあう仕組みづくり
		(2) 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る	
	2 社会参加の機会の充実	(1) 顔がみえる交流の場の充実を図る	
		(2) ボランティア活動の活性化を図る	
		(3) 地域活動や行事を支援し参加を促す	
優しさと 温もりの ある まちづくり の推進	1 情報提供の充実	(1) 福祉サービス情報をわかりやすく伝える	
		(2) 情報の交換や共有をすすめる	
	2 相談支援の充実	(1) 相談機能を強化する	
		(2) 身近で気軽な相談支援をすすめる	
安全・安心 と 生きがいの ある まちづくり の推進	1 地域での福祉サービスの充実	(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る	
		(2) 身近な助け合いをすすめる	
		(3) 認知症高齢者を地域全体で支える	
	2 いのちを守る支援の充実	(1) 虐待防止のための支援を強化する	
		(2) 災害時の避難に備える	

第4章 取り組みと役割分担

第1節 ふれあいと支え合いのあるまちづくりの推進

「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」

1 学ぶ機会の充実

(1) 人権と福祉の教育・啓発の充実を図る

取り組みの方針

- ◇ 性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざし、人権や福祉に関する学びの場や機会の充実を図ります。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	1	人権や福祉の問題に関心を持ち、理解を深めます。
	2	高齢者や障がいのある人、子どもの課題などについて理解を深めます。
	3	高齢者や障がいのある人、子どもたちとふれあう機会を大切にします。
	4	人権や福祉に関する学習会などへ積極的に参加します。
地域 みんなが 取り組むこと 【共助】	5	地域の資源や人材を活かしながら、人権や福祉に関する学習会などを開催し、継続に努めます。
	6	幼少期からの教育が重要との観点から、子どもや親子を対象とした人権や福祉に関する教育・啓発の場の充実を図っていきます。
	7	成年後見制度について理解し、制度の利用が必要だと思われる人の利用促進を図ります。
	8	「社会を明るくする運動」の強調月間である7月に、再犯防止等についての広報活動を図ります。
	9	関係機関と連携しながら更生保護活動を推進するとともに、罪を犯した人たちの更生について、地域の理解を深めることで、立ち直ろうとする人を受け入れる地域づくりに努めます。
行政が 取り組むこと 【公助】	10	福祉教育を推進するため、児童や生徒を対象とした、福祉に関する学習支援の充実を図ります。
	11	人権や福祉をテーマとした講演会などを開催します。
	12	人権や福祉に関する啓発のための情報提供の充実を図ります。

	13	成年後見制度の利用促進に向け、当事者を支援する関係機関との連携体制を強化します。
	14	犯罪や非行をした人に対し、関係機関と連携しながら、再犯防止を推進するとともに、地域社会で孤立することなく、再び社会を構成する一員として地域に参加できるよう支援します。

(2) 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る

取り組みの方針

- ◇ 福祉サービスや虐待の問題、認知症に対する理解など、日頃知る機会が少ない身近な福祉の問題について、学ぶ場や機会の充実を図ります。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	1	福祉サービスや身近な福祉の問題などについての学ぶ機会へ積極的に参加します。
	2	学習した知識やスキルを活かし、地域での支えあいに積極的に参加します。
地域 みんなが 取り組むこと 【共助】	3	地域の資源や人材を活かしながら、福祉サービスや身近な福祉の問題などについて学ぶ機会を設け、継続に努めます。
	4	地域での集まりや地域活動、行事、事業所などのなかで、福祉サービスや身近な福祉の問題について学ぶ機会をつくります。
	5	保育所や認定こども園、小中学校では、児童生徒のみならず、保護者を含め、福祉サービスや身近な福祉の問題などについて学ぶ機会を企画し、提供します。
	6	地域での集まりや地域活動、行事の中で、高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶ機会をつくります。
	7	地域での認知症サポーター養成講座の開催を市へ要請し、住民に参加を呼びかけます。
行政が 取り組むこと 【公助】	8	市民が興味関心を持つ福祉をテーマとしたイベントや講演会、出前講座などを実施し、福祉サービスや身近な福祉の問題などについての理解を深める取り組みをすすめます。
	9	各課係で開催を予定している講演会などについて、テーマを関連付けるなど、より充実した企画となるよう努めます。
	10	高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について、学ぶ機会の充実を図ります。
	11	地域や学校、市民が訪れる機会が多い事業所において、認知症サポーター養成講座の開催をすすめます。
	12	学ぶ機会への多くの参加者を募るため、その開催などに関する情報伝達を工夫するとともに、託児など誰もが参加しやすい環境づくりをすすめます。
	13	学ぶ機会への多くの参加者を募るため、開催に際しての広報や周知の方法を工夫します。

2 社会参加の機会の充実

(1) 顔がみえる交流の場の充実を図る

取り組みの方針

- ◇ 地域において、孤立しがちな人たちの社会参加を促すため、また、課題を抱える人たちが、不安や悩みを気軽に共有できる機会を増やすため、身近なところで気軽に参加でき、ふれあいを深めることができる場や機会の充実を図ります。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	1	可能な範囲で、積極的に外出するよう心がけます。
	2	自分や家族が興味関心のある交流の機会について、情報の収集に努め、積極的に参加するよう心がけます。
	3	地域で開催されるサロンなど、地域で取り組む交流の場に参加することを心がけます。
地域のみんが 取り組むこと 【共助】	4	地域で取り組むサロンなどへの参加の呼びかけと活動内容の充実を図ります。
	5	高齢者と子育て家族など、世代をこえて、それぞれの特徴を活かし、交流を深めることができるような場の充実を図ります。
	6	高齢者の持つ経験や能力、特技や趣味を活かせるような交流の場を設け、充実を図ります。
	7	子育て中の親や子どもたちが交流できる子育てサークルなどを設け、充実を図ります。
	8	放課後や長期休暇中、子ども同士でともに遊んだり、学んだりできる交流の場を自治公民館などを活用した身近なところに設けます。
	9	福祉サービス事業所などと協力しながら、障がいのある人同士がともに語り合い、交流を深めることができる場を設け、充実を図ります。
	10	家族介護者や子育て家族の保護者などが、お互いに悩みを語り合い、休息が取れるような場の充実を図ります。
行政が 取り組むこと 【公助】	11	シルバー人材センターでは、高齢者の生きがいづくりの場として、活動内容の周知を図るなど、会員の増加に努めます。
	12	家族介護者や子育て家族の保護者などが、お互いに悩みを語り合い、休息が取れるような場の充実を図ります。
	13	交流の場や機会となるよう市立公民館などでのサークル活動や学習会などの充実を図ります。

(2) ボランティア活動の活性化を図る

取り組みの方針

- ◇ 市民参画で取り組む福祉活動の担い手を広く求めます。
- ◇ 社会参加の機会の充実を図るために、市民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	1	ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。
	2	市や社会福祉協議会などで開催されているボランティア養成講座に積極的に参加します。
	3	ボランティア活動の目的や意義を理解し、趣味や特技、経験を活かして、ボランティア活動に参加します。
地域 みんなが 取り組むこと 【共助】	4	地域の行事などをおして、ボランティアに参加しやすいきっかけづくりをすすめます。
	5	ボランティア活動の拠点として、いつでも活用できるよう、自治公民館などを広く開放します。
	6	ボランティア団体では、活動の充実を図っていくため、活動内容の周知に努めるとともに、新規のメンバー（若い人を含めた幅広い世代の参加）を増やすための取り組みをすすめます。
	7	地域活動の充実のため、ボランティア団体の活用を積極的にすすめます。
行政が 取り組むこと 【公助】	8	ボランティア団体との連携をおして、ボランティア参加者とサービス利用者との交流の促進を図ります。
	9	ボランティア養成講座の開催など、地域における助け合いの普及に努めます。
	10	ボランティア活動に参加している人の生の声を伝えるなど、ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。
	11	ボランティア活動の拠点として、いつでも活用できるよう、市立公民館などを広く開放します。

(3) 地域活動や行事を支援し参加を促す

取り組みの方針

- ◇ 社会参加の機会づくりとして、自治会や地域の各種団体などが連携を深めながら、地域活動の活性化を図ります。
- ◇ 多様なライフスタイルを尊重しながら、年齢や障がいのあるなしに関わらず、多くの人たちが気軽に参加することができる地域活動の充実を図ります。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	1	自治会や各種団体の活動に関心を持ち、参加するよう心がけます。
	2	老人クラブや子ども会等、地域の行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。
	3	子どもとともに地域の行事に参加するなど、親子で地域にふれあう機会を大切にします。
地域 みんなが 取り組むこと 【共助】	4	自治会や各種団体間で交流や連携を深め、それぞれの活動の活性化を図ります。
	5	地域の活動や行事への参加経験がない人や少ない人が、参加しやすい雰囲気となるよう工夫し、地域活動参加へのきっかけづくりをすすめます。
	6	転入してきた世帯に対して地域の活動や行事などを説明し、地域への関心を高めます。
	7	地域活動の拠点となる自治公民館について、バリアフリー化に向けた改修などの検討をすすめます。
	8	誰もが参加しやすい地域行事を企画し、様々な住民同士が交流できる機会を創出します。
行政が 取り組むこと 【公助】	9	地域住民と顔の見える関係性を構築し、地域住民の困りごとの把握や、相談支援の充実へとつなげます。
	10	地域活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や研修などの充実を図ります。
	11	ホームページや広報紙等を活用し、地域や自治会で行われている活動や行事について広く紹介します。
	12	住民と自治会や各種団体などが連携した活動を支援します。

第2節 優しさと温もりのあるまちづくりの推進

「地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項」

1 情報提供の充実

(1) 福祉サービス情報をわかりやすく伝える

取り組みの方針

- ◇ 福祉サービスを必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを推進します。
- ◇ 情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮など、分かりやすく情報を提供するための工夫と充実を図ります。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	1	広報紙や回覧板などをよく読み、福祉サービスに関する情報を積極的に確認します。
	2	必要な福祉サービスの情報を周囲に求めます。
	3	福祉制度や福祉サービスに関する講演会・研修会等に参加するよう心がけます。
	4	どのような福祉サービスの情報が必要なのかというニーズを行政窓口に伝えるなど、積極的に発信します。
地域みんなが 取り組むこと 【共助】	5	回覧板を活用し、必要な福祉サービスの情報を伝達します。
	6	福祉制度や福祉サービスに関する講演会・研修会等を地域で開催します。
	7	地域の組織や団体、民生委員・児童委員などによる相談支援活動に努め、福祉サービス情報提供の機会として活用します。
	8	ケアマネジャーや福祉サービス事業所は、必要な福祉サービスなどに関する情報を利用者やその家族に対し、十分に説明します。
	9	福祉サービス事業所では、地域の人たちにサービス内容を理解してもらうため、施設見学などを積極的に開催します。
	10	各福祉サービス事業所が行うサービスの情報について、ホームページ等を活用して発信します。
	11	「市報まつうら」「市ホームページ」等で、福祉サービス情報の提供の充実を図ります。

行政が 取り組むこと 【公助】	12	福祉サービスの内容や利用の手続きなどの情報を分かりやすくまとめたチラシや冊子などを作成し、対象となる人に配布できるよう努めます。
	13	地域の団体、学校、事業所などとおし、あらゆる機会を活用して、福祉サービスや制度の周知に努めます。
	14	地域包括支援センターなど、福祉サービスに関する情報提供や専門的な相談に応じる窓口の周知を図ります。
	15	民生委員・児童委員や福祉サービス事業所など、地域で相談支援に携わる人や事業所について周知します。
	16	情報の受け手の特性に合わせて、福祉サービスの提供・調整役となる福祉専門職や、個別福祉分野のネットワークを活用し、確実に効率よく福祉サービス情報を提供します。
	17	福祉サービスに関する情報提供を行う相談窓口では、手話や筆談などによる意思疎通の支援が行える体制を整えます。
	18	情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある人には、その家族に対しても丁寧に説明するなど、各種情報が行き届くよう努めます。
	19	福祉サービスに関する情報の入手や理解が困難と思われるところには、家庭訪問を行うなど、きめ細かい情報の提供に努めます。



(2) 情報の交換や共有をすすめる

取り組みの方針

- ◇ 市民が知り、理解しておくことが大切となる情報の交換や共有化をすすめます。
- ◇ 見守り活動などの充実を図っていく上で重要となる情報を共有していくための取り組みをすすめます。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	1	行政区の広報や回覧板などに目を通し、家族で話すよう心がけます。
	2	地域の情報に関心を持ち、地域への理解を深めるよう心がけます。
	3	自分や家族の情報や緊急時の連絡先などは、自分たちの命や生活を守るため、必要な範囲でとなり近所の人たち、地域活動や福祉活動を行う人たち、行政機関に伝えておくよう心がけます。
身近なつきあいで 取り組むこと 【互助】	4	となり近所の人たちと誘い合って、地域の行事などを情報交換の場や機会と捉え、参加するよう心がけます。
	5	自分や家族の情報や緊急時の連絡先などは、自分たちの命や生活を守るため、必要な範囲でとなり近所の人たちと伝え合うよう心がけます。
地域 みんなが 取り組むこと 【共助】	6	住民が知り、理解しておくことが大切となる情報については、地域においてきちんと共有しておくために、方法を工夫しながら、伝達していきます。
	7	地域での集まりやさまざまな地域活動、行事などをとおして、個人情報取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払いながら、情報の交換や共有を図るよう努めます。
	8	高齢者世帯や認知症高齢者、障がいのある人など、支援が必要な人たちに対する見守りなどを充実させるため、となり近所、自治会、民生委員・児童委員などの間でコミュニケーションを図り、信頼関係を深めながら、情報の共有化をすすめます。
行政が 取り組むこと 【公助】	9	各地区の地域福祉活動について情報提供を行います。
	10	自治会や民生委員・児童委員などと、支援が必要な人たちの情報を共有化する仕組みづくりについて検討していきます。
	11	個人情報の管理について、区長や自治会の役員、民生委員・児童委員などを対象とした研修や学習会の充実を図ります。

2 相談支援の充実

(1) 相談機能を強化する

取り組みの方針

- ◇ 関係機関との連携を図り、困りごとを抱える人のさまざまなニーズに適切に対応できる専門性の高い相談支援に努めるとともに、多様な地域生活課題を包括的に受け止めることができる相談機能の強化を図ります。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	1	困っているときには悩みをひとりで抱えこまず、関係機関の相談窓口を利用します。
	2	家族が悩んでいたら、関係機関の相談窓口を利用するよう、声をかけたり、利用するための手助けをします。
	3	広報やホームページなどを利用して、各種相談窓口に関する情報を確認します。
身近なつきあいで 取り組むこと 【互助】	4	となり近所の人が福祉や介護のことで悩んでいたら、関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。
地域 みんなが 取り組むこと 【共助】	5	日常生活上の困難を抱え、専門的な支援が必要な人や家族について、市民からの連絡があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて、行政機関へ連絡します。
	6	病院などで市役所への相談を勧めるときには、相談内容や担当部署を記述したものを手渡すなど、スムーズにつながるよう工夫します。
行政が 取り組むこと 【公助】	7	相談件数の増加や、対応ケースの多様化に対応するため、相談支援窓口の連携を強化し、情報の共有を図りながら問題の解決に努めます。
	8	一つの機関では対応できないような困難ケースを解決できるよう、様々な関係機関による重層的な支援体制の構築に努めます。
	9	高齢者や子育て家族、障がいのある人の課題などに関する相談専門機関について、土日祝日の対応も含め、機能強化をすすめます。
	10	相談窓口を訪れることが困難な人にも対応できるよう、家庭訪問などによる相談支援の充実に努めます。
	11	相談支援の充実を図るため、職員の研修の充実や専門職の配置に努めます。

	12	専門性の高い相談支援に対応するため、各種関係機関や団体との情報交換や連携を強化していきます。
--	----	--



(2) 身近で気軽な相談支援をすすめる

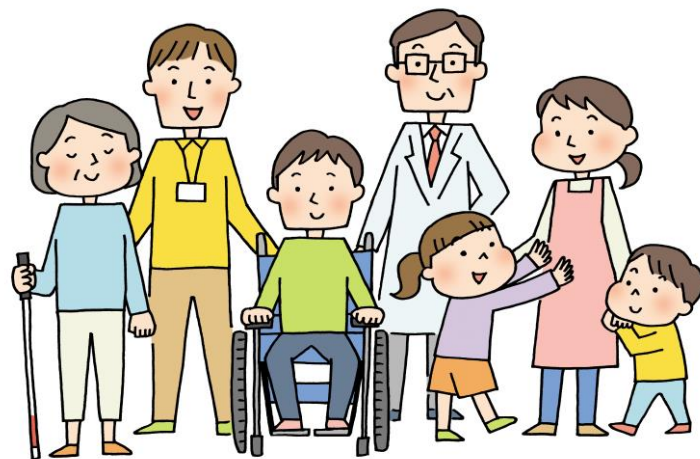
取り組みの方針

- ◇ 民生委員・児童委員など地域において相談支援に携わる人たちが、地域の中の身近な相談相手や気軽な相談窓口になるよう地域における相談支援活動を推進します。
- ◇ 市や社会福祉協議会の職員による相談支援が、市民にとってより身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向いて相談に応じ、福祉サービスの利用につなげるアウトリーチ型の支援をすすめます。

具体的な取り組み

自分や家族が取り組むこと【自助】	1	困っているときには悩みをひとりで抱えこまず、地域において相談支援に携わる人たちなどに相談します。
身近なつきあいで取り組むこと【互助】	2	近所づきあいを大切にし、気軽に相談できる関係を築きます。
	3	となり近所の人々が悩みを抱え込んでいたら、民生委員・児童委員等、地域において相談支援に携わる人に話をしてみるよう声をかけあいます。
地域みんなが取り組むこと【共助】	4	相談支援に携わる人たちは、日頃から自分の役割について、地域住民に知らせるよう、心がけます。
	5	相談支援に携わる人たちは、日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけるなど、地域住民にとって気軽に相談できる存在となるよう努めます。
	6	相談支援に携わる人たち同士の情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携を強化する仕組みづくりをすすめます。
	7	相談支援に携わる人たちは、生活上での困りごとについて、家庭訪問などにより把握し、対応困難事例などの専門的な支援の必要性がある場合には、各種相談窓口へつなぎます。
	8	福祉サービス事業所は、利用者やその家族にとって身近で、専門性の高い相談相手となるよう努めます。
行政が取り組むこと【公助】	9	誰もが必要なときに気軽に相談できるよう地域にある相談窓口や、相談支援に携わる人たちの周知を図ります。
	10	地域包括支援センター、子育て支援センターなどを地域における相談支援の拠点として、その機能充実を図ります。
	11	市立公民館などのスペースを活用し、相談や情報提供ができる場の確保をすすめます。

	12 相談支援が、市民にとってより身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向き、相談に応じ、福祉サービスの利用につなげるアウトリーチ型の支援をすすめます。
--	---



第3節 安全・安心と生きがいのあるまちづくりの推進

「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」

1 地域での福祉サービスの充実

(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る

取り組みの方針

- ◇ 法や制度に定める福祉サービスを必要とする市民に対し、適切にサービスを提供する基盤づくりをすすめます。
- ◇ 法や制度に定めのない福祉サービスの提供についても、市民のニーズの把握に努めながら、市独自のサービスを提供できるよう検討をすすめます。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	1	福祉サービスを利用する際、分からないことは市役所などへ問い合わせ、説明を求めます。
	2	福祉サービスに関する苦情がある場合には、苦情解決制度などを活用します。
	3	成年後見制度や日常生活自立支援事業などのサービスを必要に応じて活用するよう心がけます。
地域 みんなが 取り組むこと 【共助】	4	福祉サービス事業所での行事や地域での行事などにお互いに参加し合い、交流を深めながら、信頼関係を築きます。
	5	家族介護者や子育て家族の保護者などが、お互いに悩みを語り合い、休息が取れるような場の充実を図ります。
	6	福祉サービス事業所では、利用者の利益を最優先に考えたサービスを提供し、その質の向上に努めます。
	7	シルバー人材センターでは、介護や福祉の分野での公的なサービスの提供について、積極的に対応していくよう努めます。
行政が 取り組むこと 【公助】	8	市内で提供される福祉サービスだけではなく、近隣市町との連携を深めながら、効率的なサービス提供体制の充実に努めます。
	9	福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、連携して利用者を支援できるような仕組みづくりをすすめます。
	10	地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会、自立支援協議会など各福祉分野の協議会やネットワークの横断的な連携を図り、情報

		交換や情報の共有を図ることで、複雑で多様な福祉課題の解決に努めます。
	11	家族介護者の負担軽減や同居家族がいる場合の規制緩和の視点から、福祉サービスのあり方を検討します。
	12	家族介護者や子育て家族の保護者などの急な出来事に対応できるよう一時的な預かりなどの支援の充実を図ります。
	13	家族介護者や子育て家族の保護者、障がいのある人同士などが、お互いに語り合い、交流を深めるなど、休息が取れるような場の充実を図ります。
	14	低所得者などの生活困窮者に対する総合相談窓口を設け、関係機関及び庁内関係部署と連携を図りながら、就労をはじめとする福祉課題の改善に向けた適切な支援をすすめていきます。
	15	外出支援の視点から、コミュニティバスなどの公共交通の運用にあたっては、市民の声を反映し、利用者の利便性を高めるための検討をすすめます。
	16	福祉サービス事業者の選択には、第三者評価制度などを活用するよう市民へ啓発します。



(2) 身近な助け合いをすすめる

取り組みの方針

- ◇ 地域の人材や施設・団体を活用し、地域社会からの孤立防止や生活上の困難を改善するための組織的な地域福祉活動をすすめます。
- ◇ 地域福祉の担い手として期待される福祉活動団体が、主体的に地域福祉活動をすすめていくために、地域に密着した既存の団体に対し支援を行います。
- ◇ 同じ地域で生活する誰もが、地域社会において孤立することなく、安心して日常生活を送れるよう、となり近所の人たちや地域の人たちとのかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合いをめざします。
- ◇ 生活に困難を抱える人たちが、身近なところで「声」をあげることができるように、近隣住民同士のかかわりがより深まることをめざします。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	1	地域における見守り活動や相談支援活動について理解を示し、労いの気持ちを大切にしながら、可能な限り活動を受け入れます。
	2	地域での見守り活動などの趣旨を理解し、積極的に参加・協力します。
	3	積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。
	4	地域の行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。
	5	困りごとがあったら身近な人に積極的に相談します。
身近なつきあいで 取り組むこと 【互助】	6	となり近所で気にかかる人がいたら、身近なつきあいのなかで支援していくために、地域における見守り活動や相談支援活動と協力し合います。
	7	近所づきあいを大切にし、気軽に相談できる関係を築きます。
	8	困りごとが生じた場合には、となり近所のなかで、お互いに声をかけ合いながら、支え合い、助け合います。
	9	となり近所で気にかかる人がいる場合には、見守りを心がけます。
	10	ごみ出しや、買い物や通院時の外出など、日常生活のちょっとしたことが十分にできずに困っている人や家族に対し、となり近所で声をかけ合いながら、できる範囲で協力するなど、身近なところで支え合い、助け合います。

地域のみんなが 取り組むこと 【共助】	11	福祉活動の協力者の確保をすすめるなど、民生委員・児童委員などに過度な負担が強いられないよう検討をすすめます。
	12	日中ひとりで生活している高齢者の実態把握に努めるとともに、自治会や民生委員・児童委員、老人クラブなどが連携した見守り活動や相談支援活動などの取り組みをすすめます。
	13	通院や買い物などの外出支援のあり方について検討をすすめます。
	14	福祉サービス事業所では、地域に開かれた事業活動をめざし、地域における福祉活動に対して、積極的に協力します。
	15	シルバー人材センターでは、高齢者の就労の場を提供する役割を果たすとともに、地域の福祉活動を支援するため、自治会や民生委員・児童委員、老人クラブなどとの連携のあり方を検討します。
	16	協力事業所は、その事業活動を行いながら、配達時の声かけや異常を感じた時の通報など、「松浦市地域見守りネットワーク」の活動に寄与するよう努めます。
	17	事業者は、市民の声を聞き、買い物支援などの視点をもって事業活動をすすめます。
	18	地域での集まりや居場所等に参加し、地域住民との信頼関係の構築を図ります。
	19	地域住民とのコミュニケーションを充実させることで、地域で課題を抱える人を把握し、支援へとつなげます。
行政が 取り組むこと 【公助】	20	地域における福祉活動をすすめる際に課題となっている個人情報の取り扱いについてのルールづくりをすすめます。
	21	地域で組織的に実施されている見守り活動や相談支援活動などをすすめるための支援を行います。
	22	事業者が実施する見守り活動「松浦市地域見守りネットワーク」への理解と協力を求めます。
	23	事業者が実施する買い物支援などのサービスについて、組織的な取り組みとなるよう関係者間で検討、調整をすすめます。
	24	地域に密着した既存の福祉活動団体に対して、活動の充実や強化につながるよう支援に努めます。
	25	地域におけるとなり近所の自発的な支え合いや助け合いの大切さを啓発します。

（３）認知症高齢者を地域全体で支える

取り組みの方針

- ◇ 地域全体で認知症の人を支え、また、認知症の人を支えあいに参加することで、認知症になっても自分らしく暮らし、活躍できる地域をつくります。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	1	認知症の症状や予防方法、認知症の人が巻き込まれうる事故やその対応方法等について、正しい知識を得ます。
	2	認知症の家族に関する情報について、人権を尊重しながら、命や生活を守るため、必要な範囲でとなり近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。
地域 みんなが 取り組むこと 【共助】	3	地域の認知症の人に対する日常的な見守り活動を行います。
	4	認知症の人でも地域に参加しやすくなるような工夫をし、地域の人と認知症の人が交流できる機会を創出します。
	5	地域での集まりで、地域の認知症の人に関する情報を共有します。
	6	地域での集まり、地域活動や行事等の中で、介護や認知症について学ぶ機会をつくります。
行政が 取り組むこと 【公助】	7	成年後見制度の利用促進を図り、認知症の人の権利擁護を進めます。
	8	認知症高齢者等への声かけや発見した時の情報伝達等、実際の場面を想定した模擬訓練等を実施します。
	9	認知症サポーターの養成を進めるとともに、サポーターが活躍できる機会の創出を図ります。



2 いのちを守る支援の充実

(1) 虐待防止のための支援を強化する

取り組みの方針

- ◇ いのちを守る支援を強化するため、高齢者や障がい者、子ども等に対する虐待の早期発見・未然防止を進める仕組みを整え、誰もが命や人権を脅かされることのない地域社会をつくります。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	1	高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題についての理解を深めます。
	2	積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。
	3	自分自身が虐待を受けていると思ったら、ひとりで抱え込まず、各種相談窓口にご相談します。
	4	自分自身が虐待をする当事者にならないよう、相手に対する理解や思いやりを普段から大切にします。
身近なつきあいで 取り組むこと【互助】	5	となり近所で気にかかる人がいる場合には、見守りを心がけます。
地域 みんなが 取り組むこと 【共助】	6	地域での集まりや地域活動、行事の中で、高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶ機会をつくります。 (再掲)
	7	高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待を防止するため、気にかかる家庭については、地域において相談活動に携わる人たちととなり近所が協力しながら、声かけや見守りをすすめます。
	8	高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待、もしくは虐待と思われる様子が気がついたときには、警察や児童相談所、市の関係部署へ、速やかに連絡します。
行政が 取り組むこと 【公助】	9	虐待問題について、人権擁護の視点からの啓発を図っていきます。
	10	高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について、学ぶ機会の充実を図ります。
	11	虐待問題に対応する相談や通告窓口の周知と機能充実を図ります。

	12	地域からの虐待に関する通告に対し、素早く対応できる体制づくりと、きめ細かいケア、支援に努めるとともに、地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会、自立支援協議会などのさらなる機能充実を図ります。
	13	地域の各種団体などが行う見守り活動については、各活動分野を越えて、高齢者や子ども、障がいのある人などに対するあらゆる虐待を防止する視点を持ってもらう取り組みをすすめます。
	14	自殺対策の視点から、虐待の早期把握・未然防止を図ります。
	15	虐待の被害にあった人を一時的に保護する施設について、いつでも対応できるよう確保に努め、保護した後、関係機関と連携しながら、安心安全な生活に向けた支援の充実を図ります。



(2) 災害時の避難に備える

取り組みの方針

- ◇ 日頃から災害発生時の円滑な避難行動に備える活動をすすめ、災害発生時に助け合い、支え合える体制づくりに取り組みます。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	1	災害発生時にすぐに避難できるよう、防災情報に注意を払い、防災用品、ハザードマップや避難経路、避難場所などを確認しておきます。
	2	市が作成する避難行動要支援者名簿や個別避難計画について、取り組み内容を理解し、可能な限り協力します。
	3	地域での防災訓練や、防災・減災に関する取り組みに積極的に参加します。
身近なつきあいで 取り組むこと 【互助】	4	災害発生時には、となり近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めます。
地域 みんなが 取り組むこと 【共助】	5	防災や減災のための学習会を開催し、地域での防災意識を高めます。
	6	自主防災活動を活性化し、災害発生時に支援し合える体制を整えます。
	7	災害発生時の避難行動に支援を必要とする人の情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域全体で対応できる体制を築きます。
	8	災害発生時の避難行動に支援が必要な人を交え、必要となるさまざまな対応や役割分担を想定して、防災訓練を実施します。
	9	災害時には、サービス事業所の利用者をはじめとした地域の要支援者の安否確認や、避難支援に努めます。
行政が 取り組むこと 【公助】	10	災害時には、一般の避難所では生活することが困難な要支援者の避難生活を支援します。
	11	ハザードマップ等を活用し、避難場所や災害危険箇所などについて周知します。
	12	自主防災組織が未成立の地区に、災害から自分たちの生命を守るために重要な役割を担うことを啓発し、設立の促進を図ります。
	13	自主防災活動の活性化を図るため、自主防災訓練など組織の育成事業を支援します。

	14	市民の防災意識を高めるため、広報紙や出前講座などをとおして防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。
	15	市が作成する避難行動要支援者名簿や個別避難計画について、理解と協力を求める取り組みをすすめます。
	16	災害発生時に必要となるさまざまな対応を想定して、避難準備情報などの伝達訓練や防災訓練などを行います。
	17	災害発生時に指定避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人などの受け入れ先となる福祉避難所として、医療機関や民間福祉施設が活用できるよう協議をすすめます。
	18	避難者が利用しやすい避難所の環境の整備を目指します。



第4節 地域を中心とした支え合う仕組みづくり【重点プロジェクト】

「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」

重点プロジェクトは、3つの基本目標に共通する考え方であるとともに、3つの基本目標それぞれに基づく取り組みを有機的に連動させ、より効果的な地域福祉の推進を図ることを目的とし、設定しています。

「第3期松浦市地域福祉計画」では、松浦市における「包括的な支援体制」を整備することを重点プロジェクトとし、取り組みを推進します。

取り組みの方針

- ◇ 住民誰もが住み慣れた地域で適切な福祉サービスを受けることができ、自分らしく暮らすことができるようにするためには、公助による福祉サービスの提供だけでなく、互助や共助により、地域住民が自ら課題解決に向けて取り組むことができる仕組みをつくることが重要です。

住民をはじめとした、地域内の様々な主体が支えあいに参画し、誰ひとり取り残さず支えあいの恩恵を受けることができる地域社会の実現を目指します。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと 【自助】	1	となり近所や地域の人と日常的に関係を築き、自分ができる範囲で協力します。
	2	地域活動や地域での支え合いに積極的に参加します。
身近なつきあいで 取り組むこと 【互助】	3	地域で課題を抱えている人がいたら、民生委員・児童委員や相談窓口等に連絡し、支援へとつなぎます。
	4	地域の課題を住民自らが解決に向けて動くことができる体制を強化します。
	5	地区の公民館等を活用し、住民に身近な場所で、子育て家庭や高齢者、障がい者等、様々な属性の人が気軽に集える居場所や機会を積極的に設けます。
	6	分野に関わらず、地域の様々な課題を受け止め、サービスの提供に努めます。
	7	複雑化・複合化した課題を解決するため、多機関と連携し、地域生活課題を解決することができるよう努めます。

地域 みんなが 取り組むこと 【共助】	8	行政区の公民館等を活用し、住民に身近な場所で、子育て家庭や高齢者、障がい者等、様々な属性の人が気軽に集える居場所や機会を積極的に設けます。
	9	障がいや介護・認知症、子育てなど、様々な課題を抱える当事者同士がお互いに悩みを語りあい、交流を深めることができる居場所や機会の充実を図ります。
	10	自主防災組織を中心に、災害発生時に住民同士で支援しあえる体制を整えます。
行政が 取り組むこと 【公助】	11	住民主体の地域づくり活動や福祉活動に対し、活動の場の提供や、活動の充実に向けた支援等を行います。
	12	庁内の関係各課や、他分野の関係機関との連携を強化し、様々な地域生活課題を解決できる体制整備を進めます。
	13	地域内で、様々な分野の担い手が出会い、情報共有や新たなサービスの創出を図ることができる機会の充実を進めます。
	14	地域住民による福祉活動や、地域の課題を住民自ら解決するための活動を支援し、支え合いの地域づくりを進めます。

第5章 松浦市成年後見制度利用促進計画

第1節 市町村計画策定の趣旨

1 計画の背景

成年後見制度は、認知症高齢者や障害者など判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することを目的として、平成12年（2000年）から制度が始まりました。

今後、認知症高齢者や単身高齢者・障害者世帯の増加が見込まれる中、ますます成年後見制度の利用のニーズは高まってくると考えられます。

成年後見制度の課題として、利用数が増加しているものの、その利用者数は認知症高齢者等の数に比較して著しく少なく、利用の促進と支援体制の整備が急務となっています。

そこで、国は平成28年（2016年）5月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）を施行し、平成29年（2017年）3月には成年後見制度利用促進基本計画（以下、「基本計画」という。）を定め、今後の成年後見制度の利用促進にあたり、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と本人保護の理念が調和した、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることとしました。

本市においても、令和元年10月に実施した金融機関及び施設等関係機関への調査から成年後見制度のニーズは高まっているものの利用につなげていないという実態が浮き彫りになっており、成年後見制度利用促進に関する施策を計画的に推進する必要があります。

2 成年後見制度の趣旨

認知症、知的障害、精神障害などがあることにより判断能力が不十分な方々が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの介助のために介護などのサービス利用や施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分には不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害にあうおそれもあります。

成年後見制度とは、このような判断能力が不十分な方々を成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約行為などを行うことにより、本人の権利擁護支援を図る制度です。

3 計画の法的位置づけ

国の基本計画は、促進法第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用促進に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定されたものであり、促進法第14条第1項において、市町村は国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

4 計画の位置づけ

本計画は松浦市総合計画を基本とし、地域福祉計画、介護保険事業計画・高齢者福祉計画、障害者福祉計画等の各種計画との整合性と調和を図ります。

5 計画の期間

本計画の期間は、松浦市地域福祉計画に合わせて令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）の5年間とします。

6 計画の進捗管理及び点検の期間

地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めるものとしており、本計画の進捗管理及び点検は、高齢者福祉、地域包括支援センター、障害福祉の各担当部署と連携し、計画の進捗状況や達成状況について点検・評価を行います。また、必要に応じて適切な見直しを行います。

第2節 基本的な考え方

成年後見制度の利用促進にあたっては、成年後見制度の趣旨でもある「ノーマライゼーション」、「自己決定権の尊重」の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方を検討していく必要があります。

さらに、これまでの成年後見制度が財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質を向上するために財産を積極的に利用するという視点に欠ける等の硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要があります。今後一層、身上の保護を重視する観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が必要となります。

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった場面ごとに地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していく必要があります。

第3節 高齢者及び障害者の現状

◆【高齢者数の現状と推計】

(資料：長寿介護課)

区分	推計値 (人)					令和元年度～令和5年度までの増減率 (%)	令和7年度	令和12年度	令和22年度
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
40歳未満	6,749	6,551	6,373	6,196	6,016	△10.9	5,660	4,955	3,712
40～64歳未満	6,845	6,631	6,466	6,301	6,137	△10.3	5,807	5,176	4,175
65歳以上 ①	8,191	8,221	8,193	8,164	8,137	△0.7	8,080	7,636	6,471
内 (前期高齢者)	3,751	3,818	3,754	3,687	3,624	△3.4	3,493	2,823	2,105
(後期高齢者)	4,440	4,403	4,439	4,477	4,513	1.6	4,587	4,813	4,366
総人口 ②	21,785	21,403	21,032	20,661	20,290	△6.9	19,547	17,767	14,358
高齢化率 (%) ①/②	37.6	38.4	39.0	39.5	40.1		41.3	43.0	45.0

令和2年9月末現在

◆【要介護認定者に占める認知症高齢者数】

(人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
要介護認定者	1,557	1,566	1,583	1,424	1,432
認知症高齢者	954	916	840	839	829

※認知症高齢者…認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上

(資料：長寿介護課)

◆【療育手帳所持者の状況】 (令和3年3月31日現在)

(人)

A1 (最重度)	A2 (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)	計
50	64	96	129	339

(資料：福祉事務所)

◆【精神保健福祉手帳所持者の状況】 (令和3年3月31日現在)

(人)

1級 (重度)	2級 (中度)	3級 (軽度)	計
21	102	48	171

(資料：福祉事務所)

◆【市内の被後見人等数】（令和3年10月1日現在）

（人）

後見	保佐	補助	任意後見
18	4	1	0

（資料：長崎家庭裁判所）

◆【日常生活自立支援事業利用者数】

（人）

認知症	知的障害	精神障害	計
3	3	0	6

（資料：松浦市社会福祉協議会）

第4節 基本理念

本市の成年後見制度利用支援事業における市長申立て実績は、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの5年間で7件（高齢者6件、障害者1件）にとどまっています。

今後、制度の利用促進においてはノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視等基本的な考え方を踏まえた上で、権利擁護支援における地域連携ネットワークの構築を進めていきます。

本市では、計画の基本理念として、「一人ひとりの尊厳が守られ、地域の中で自分らしく共に生活できるまちの実現」とします。

第5節 基本目標

本計画の基本目標を、「地域連携ネットワークづくりの推進」、「権利擁護に関わる体制の整備・推進」の2つとし、基本目標のもとに施策・事業を展開していきます。

1 地域連携ネットワークづくりの推進

本市においても成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、権利擁護支援における地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置に向けて、保健・医療・福祉だけでなく司法等を含めた体制づくりを進めていきます。

2 権利擁護に関わる体制の整備・推進

既存の地域福祉に関するネットワーク等による地域資源の連携や地域福祉計画等に沿った既存施策との横断的・有機的連携を図ります。

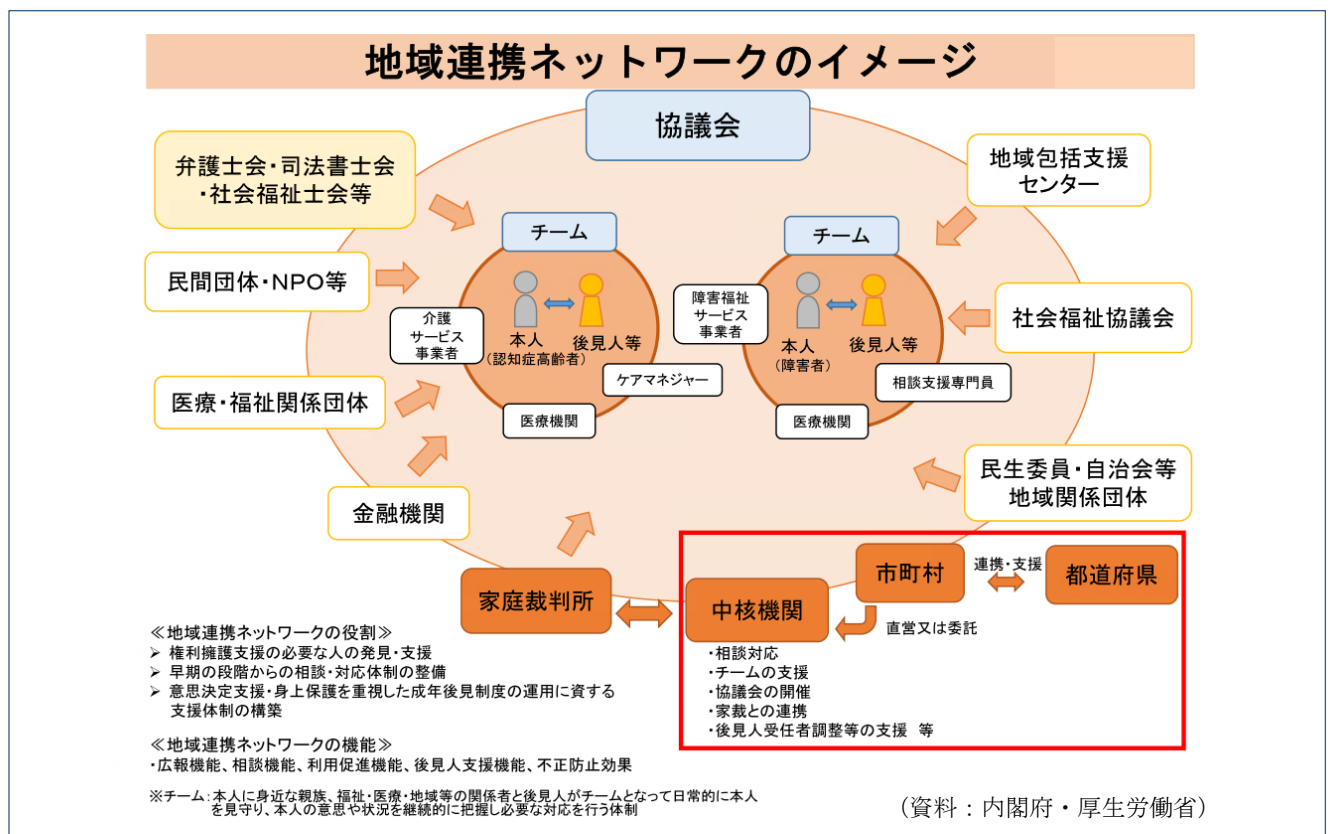
第6節 施策・事業

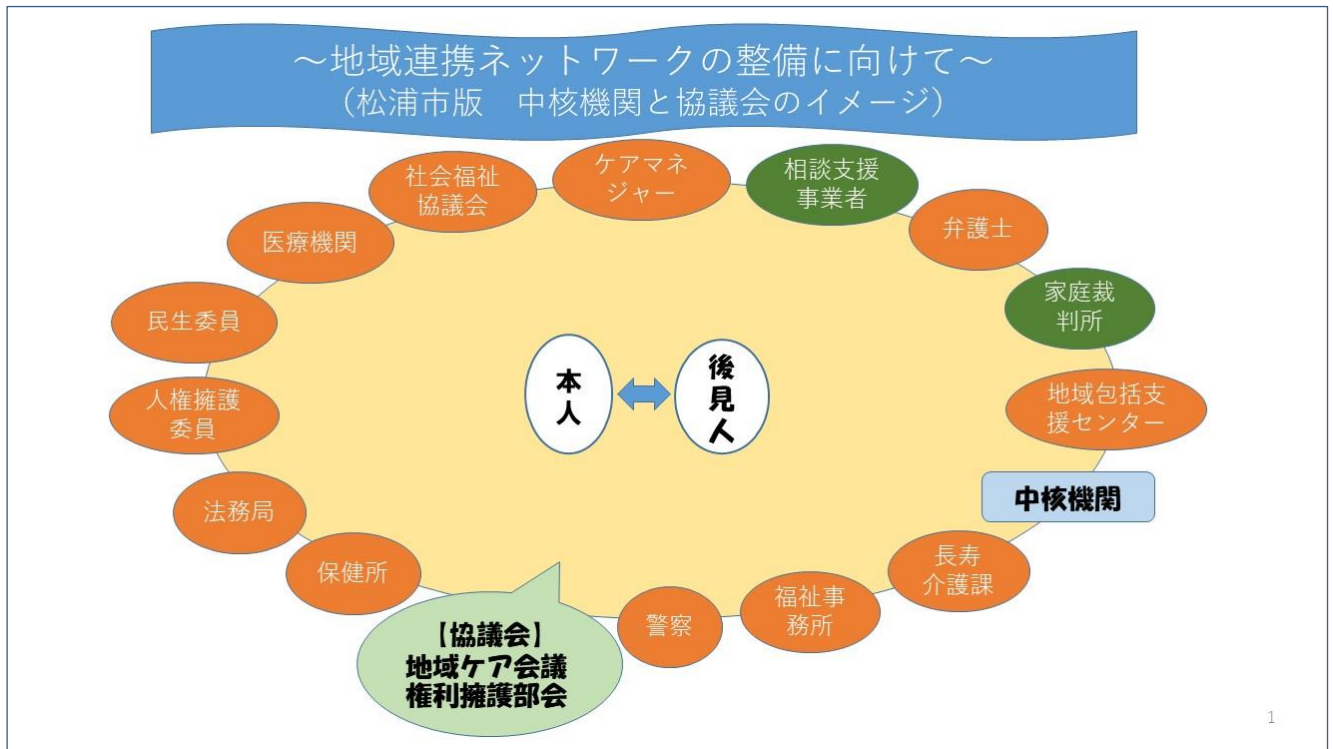
1 地域連携ネットワークづくりの推進

＜権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築＞

本市においても、成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めていきます。

【地域連携ネットワークのイメージ】





（１）基本的な考え方

地域連携ネットワークの以下の３つの役割を念頭に、従来の保健・福祉・医療の連携だけでなく、新たに司法も含めた連携の仕組みを構築していきます。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援が必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思や心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

（２）基本的な仕組み

地域連携ネットワークは、以下の２つの基本的な仕組みを有するものとして構築を進めていきます。

ア）本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

※「チーム」とは、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制のこと。

イ）地域における「協議会」等の体制づくり

個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。本市では、協議会として地域ケア会議権利擁護部会を充てます。

（３）地域連携ネットワークおよび中核機関が担うべき具体的な機能等

各地域における連携ネットワークおよび中核機関については、以下に掲げる、ア）広報機能、イ）相談機能、ウ）成年後見制度利用促進機能、エ）後見人支援機能の４つの機能について段階的・計画的に整備を進めるとともに、オ）不正防止効果にも配慮していきます。

地域連携ネットワークや中核機関の機能については、地域包括支援センター及び社会福祉協議会を始めとする地域福祉のネットワーク、専門職団体等の既存資源も十分活用しながら整備を進めていきます。

ア）広報機能

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、そうした声を挙げることができない人を発見し支援につなげることの重要性や制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知・啓発していくよう努めます。
- 中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・市の各窓口、社会福祉協議会、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動を地域において活発に行われるよう配慮します。

イ）相談機能

- 中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制の構築に努めます。

- 各団体・機関等の関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整等に努めます。

ウ) 成年後見制度利用促進機能

(a) 受任者調整（マッチング）等の支援

- 親族後見人候補者の支援
- 受任者調整（マッチング）や家庭裁判所との連携

(b) 担い手の育成・活動の促進

- 市民後見人の研修・育成及び法人後見の担い手の育成・活動支援

(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

- 今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化される必要があり、特に日常生活自立支援事業の対象者のうち、保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等に努めます。
- 生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度の利用が必要な高齢者・障害者についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用も図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるよう努めます。

エ) 後見人支援機能

- 中核機関は、親族後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて法的な権限を持つ後見人と本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制づくりに努めます。
- 中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう後見人を支援するよう努めます。

オ) 不正防止効果

- 成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多いとみられるため、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく日常的に相談等を受けられることで、不正の発生を未然に防止するよう努めます。

2 権利擁護に関わる体制の整備・推進

（１）地域資源との連携

本市の権利擁護の取組として、地域ケア会議権利擁護部会において個別ケースの検討、制度啓発のための研修会等の活動を行っています。その他、高齢者福祉を中心とした地域包括ケアシステムづくりの取組等多くの地域資源があります。

そのため、こうした権利擁護に取り組む地域資源の連携を図ることにより、活用につなげていくよう努めます。

（２）成年後見制度の利用助成に関する取組

高齢者福祉における地域支援事業と障害福祉における地域生活支援事業として、成年後見制度利用支援事業があります。利用助成に関して市長申立てに限定していた内容を改正し、平成２９年度より市長申立てに限らず第三者後見人への報酬助成を行っています。

第6章 計画の推進にむけて

第1節 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している市民一人ひとりです。住みなれた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、市民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

この計画を推進していくにあたっては、地域福祉に対する理解を深め、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

1 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

支援の必要の有無にかかわらず、市民一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域において解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、地域福祉活動や地域活動、ボランティア活動などの社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画するよう努めます。

2 福祉や介護のサービス事業者の役割

福祉や介護のサービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供および周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、市民が福祉活動へ参加するための支援、福祉のまちづくりに参画するよう努めます。

3 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において市民や各種団体、行政との調整役としての役割を担います。

4 行政の役割

行政は、市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。その責務を果たすため、市民によって構成する組織や団体、福祉や介護のサービス事業者、社会福祉協議会等と相互に連携・協力を図るとともに、市民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

第2節 計画の進行管理と推進

計画を推進するための市の施策については、全庁的な取り組みや、庁内各課が緊密な連携を図る必要があるため、地域福祉推進の観点から庁内各課の施策や事業の進行管理を行い、不足している取り組みについては、見直し・検討を行いながら本計画の推進を図っていきます。

また、地域福祉推進の中核的な存在である社会福祉協議会を市の施策を進める上での重要なパートナーと位置付け、社会福祉協議会が予定している地域福祉活動計画の策定に当たっては、市も積極的に参加することで地域福祉計画との連携を図っていくとともに、その地域福祉活動を支援し、協力して事業の実施を検討しながら、推進を図っていきます。

資料編

1 松浦市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成21年3月4日

告示第19号

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく松浦市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定することを目的として、松浦市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定のために必要な調査研究に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 福祉団体を代表する者
- (2) 社会福祉施設を代表する者
- (3) 保健医療関係を代表する者
- (4) 住民を代表する者
- (5) 学識経験者
- (6) 行政機関を代表する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても委嘱又は任命されたときの要件を欠くにいたったときは、委員の職を失うものとする。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに補欠委員を委嘱又は任命するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長の職務)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて、会長が招集する。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 策定委員会は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる策定委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2 松浦市地域福祉計画策定委員会委員名簿

設置要綱第3条上の区分	所 属 団 体 等	氏 名	
(1) 福祉団体を代表する者	松浦市社会福祉協議会	大久保美樹子	
	松浦市民生委員児童委員協議会	古 舘 智 治	会長
	松浦市民生委員児童委員協議会	永 田 俊 子	
(2) 社会福祉施設を代表する者	特別養護老人ホーム愛光園	久 家 省 三	副会長
(3) 保健医療関係を代表する者	特定非営利活動法人つつじ会	鶴 正 義	
(4) 住民を代表する者	松浦市地域自治会連合会	桑 山 美 次	
	松浦市地域婦人会連絡協議会	榊元あや子	
	今福地区社会福祉協議会	寺 澤 次 雄	
(5) 学識経験者	松浦市民生委員児童委員協議会	吉 澤 謙 三	
(6) 行政機関を代表する者	長寿介護課	荒 木 典 子	
	子育て・こども課	土 谷 由 子	

3 用語解説

あ行

●ICT

「インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳されている。

●アウトリーチ

アウトリーチとは手を伸ばす・手を差し伸べるという意味で、社会福祉の実施機関がその職権によって、潜在的な利用希望者、援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

●生きがい活動支援通所サービス（生きがいデイサービス）

家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、通所によるデイサービスを提供することにより、社会的孤独感の解消、自立生活の支援および要介護状態になることの予防を図るもの。

●意思決定支援

意思決定に困難を抱える人が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたいと思う意思が反映された生活を送ることが可能となるように、その人を支援することやその仕組みのこと。

か行

●介護保険制度

高齢化、要介護高齢者の増加、介護家族の負担増大、福祉サービスの不足、社会的入院・老人医療費の膨張などを背景に、介護の社会化を目的として平成12年から開始された社会保険方式による強制加入の制度。保険者は松浦市であり、65歳以上の人を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者という。

●介護療養型医療施設

介護保険法に基づく施設。病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理のもとに介護その他の世話や必要な医療を行う。

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険法に基づく施設。65歳以上の人であって、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人を入所させる。

●介護老人保健施設（老人保健施設）

介護保険法に基づく施設。入所する要介護者に対し、看護、医学管理の下における機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことを目的とする。

●学童保育

労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって保育を行う施設。

●家庭相談員

家庭における適切な児童養育、その他児童福祉の向上を図るため市長が委嘱している。児童や妊産婦などに関する家庭からの相談に応じたり指導を行う。

●家庭的保育事業所

保護者が仕事や病気などのため家庭で保育できないとき、家庭に近い雰囲気の下できめ細やかな保育を実施する施設で、3人～5人までの保育を実施する事業所のこと。

●共同生活援助（グループホーム）

障害者総合支援法に基づくサービス。障害のある人に対して主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。

●居宅介護

障害者総合支援法に基づくサービス。ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行う。

●居宅介護支援

介護保険法に基づき、介護を必要とする人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそってケアプランを作成したり、さまざまな介護サービスの連絡・調整などを行うもの。

●苦情解決制度

社会福祉法に規定されている制度で、すべての社会福祉事業の経営者は、利用者から

の苦情に対する適切な解決に努める責任を負うと定められている。福祉サービス利用上のトラブルに関して、事業者と利用者間での苦情解決が困難な場合、第三者機関である運営適正化委員会（都道府県社会福祉協議会に設置）による解決の方法が用意されている。

●ケアマネジャー

介護保険法において要支援・要介護認定を受けた人等からの相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる人。介護支援専門員の通称。略称ケアマネ。

●軽費老人ホーム

入居者の生活や心身機能の特性を考慮した住宅と、食事・入浴といった生活サービスの提供を考慮した福祉の機能をあわせもった施設で、老人福祉法で定める老人福祉施設のひとつ。

●権利擁護

自分で判断する能力が不十分であったり、意思や権利を主張することが難しい認知症高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

●子育て支援センター

地域における子育て家庭に対する支援拠点の一つ。保育所（園）や認定こども園などで実施しており、育児不安についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児通信の発行、園庭の開放、育児講座など、その地域の実情に応じた事業を行う。

●個別避難計画

避難行動要支援者ごとに、避難支援を実施するため、避難先や避難支援等実施者を記入した計画。

●コミュニティバス

地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が運航するバスのこと。

さ行

●サロン

互いに支えあって暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。

●自己決定権

個人が、個人的な事柄について、公権力から干渉されることなく、自由に決定する権利のこと。

●自主防災活動

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、個人や家庭で、または地域住民が連携、協力して自主的に防災活動を行うこと。

●児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

●児童発達支援

児童福祉法に基づくサービス。地域の障害のある児童を通所させ、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

●社会的孤立

家族や社会との関係が希薄で他者との接触がほとんどない状態のこと。

●社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

●重度訪問介護

障害者総合支援法に基づくサービス。重度の肢体不自由、知的障害、精神障害があり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う。

●就労継続支援（B型）

障害者総合支援法に基づくサービス。通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のため

めに必要な訓練などを行う。

●主任児童委員

地域における子育て支援をさらに推進するため、区域を担当せず児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関や区域を担当する児童委員と協力して相談支援などを行うことを職務とする民生委員・児童委員をいう。

●小規模保育事業所

比較的小規模で、家庭的保育に近い雰囲気の下できめ細やかな保育を実施する施設で、6人～19人までの保育を実施する事業所のこと。

●自立支援協議会

関係機関が連携を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場。

●シルバー人材センター

高齢者が働くことをとおして生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織。本センターは、原則として市町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の許可を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営を行っている。

●身上保護

成年後見人等の職務内容の一部で、本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け施設等への入退所に係る手続きなどを行うこと。

●身体障害者手帳

身体障害のある人が身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

●生活介護

障害者総合支援法に基づくサービス。障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

●精神障害者保健福祉手帳

一定以上の精神障害の状態にある方に交付され、程度により、1級、2級、3級とされている。手帳の交付を受けると、障害の程度により、医療費の助成、各種割引、税の控除・減免などの援助を受けることができる。

●成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

●相談支援事業所

地域で生活する障害のある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行い、計画相談支援や地域相談支援等を行う事業所。

た行

●第三者評価制度

福祉サービス事業者の提供するサービスの質を、当事者（利用者や事業者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から評価を行う制度。行政の監査とは異なり、最低基準を満たしているかを確認するのではなく、評価結果を広く公表することにより、各事業者がよりよいサービスを提供できるように誘導する役割を持っている。

●ダブルケア

子育てと親や親族の介護の時期が重なったため、両方を並行して担わなければならない状態のこと。

●短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）

介護保険法に基づくサービス。介護者の疾病やその他の理由により、居住している自宅において介護を受けることが一時的に困難となった要介護者を短期間入所させ、入浴、排せつおよび食事その他の必要な養護を行う。

●地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づくサービス。障害のある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の機会を提供する。

●地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すもの。

●地域ケア会議

高齢になっても、住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活が継続できるよう、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤（地域づくり）の整備とを同時に進めていくため、関係機関や多職種で構成される会議。

●地域支援事業

要支援や要介護になるおそれがある高齢者を対象に、介護予防のためのサービスや、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。

●地域生活支援事業

障がい者等が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施される事業。

●地域包括支援センター

平成 17 年の介護保険制度改正によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任介護支援専門員と、3 職種が業務分担することになる。センターはこの 3 職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

●地域見守りネットワーク

見守りを必要とする人に対し、行政、関係機関・団体・民間事業者、住民が連携し、多重的に見守る体制のこと。

●地域連携ネットワーク

地域の社会資源をネットワーク化し、各地域において、相談窓口を整備するとともに、支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援つなげる仕組み。

●中核機関

成年後見制度を必要とする人が安心して制度を利用できるよう地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの核となる機関。

●中間的就労

心身の不調や長期のブランクなどによる働きづらさを抱え、すぐに就労することが難しい人に、一定の配慮と支援をすることで働くことを促進する取り組みのこと。

●通所介護（デイサービス）

介護保険法に基づくサービス。介護老人福祉施設等に通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行う。

●通所リハビリテーション（デイケア）

介護保険法に基づくサービス。病状が安定期にある要介護者について、介護老人保健施設や病院・診療所に通い、理学療法・作業療法、その他必要なリハビリテーションを行う。

●出前講座

市民の皆さんがグループ（5人以上）で学習したい内容を講座メニューの中から選んでもらい、その要望に応じてボランティア登録者や市役所職員が出向いて学習を提供するもの。

●同行援護

障害者総合支援法に基づくサービス。移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行う。

な行

●日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害・精神障害のある人など判断能力が不十分な人が、地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助、権利擁護を行う事業。

●認可保育所（園）

保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する。区市町村が運営する公立保育所と社会福祉法人などが運営する民間保育所（私立）がある。認可保育所は公費により運営されている。

●認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障害により持続的かつ比較的短期間の

うちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、脳血管性のものとアルツハイマー病に区別される。

●認知症サポーター養成講座

講師であるキャラバン・メイトと市が協働で行うもので、地域や職場・学校などで認知症の基礎知識について、またサポーター（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）として何ができるかなどについて学ぶ。

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護保険法に基づくサービス。認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排せつ等の介護や機能訓練を行う。

●認知症対応型通所介護

介護保険法に基づくサービス。要介護者で認知症の人について、介護老人福祉施設等に日帰りで通い、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話と機能訓練を行う。

●認定こども園

保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設のこと。

●ノーマライゼーション

障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指すという理念。

は行

●ハザードマップ

自然災害が発生した場合の被害を予測して、被災想定地域や被害の範囲、避難場所や避難経路などを地図上に表示したもので、自然災害による被害を軽減したり、防災対策に活用したりするために各地域で作成されている。

●8050問題

ひきこもりの子をもつ家庭が高齢化し、50代の中高年のひきこもりの子を80代の後期高齢者にさしかかった親が面倒を見るという社会問題。

●バリアフリー

障害のある人や高齢者などが、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた事物および状態を指す用語。

●ひきこもり

仕事や学校に行けず家にこもり、家族以外とほとんど交流がない人をいう。

●避難行動要支援者

高齢者や障害のある人などで、災害時に必要な情報の迅速かつ的確な把握や、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。

●避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者で、災害時において避難支援を受けることを希望し、支援のために必要な個人情報や、自主防災組織や市等の関係機関で情報共有を行うことに同意した人の名簿。

●福祉教育

身の回りの人々や地域との関わりをとおして、どのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養うこと。

●福祉専門職

社会福祉に関する専門的知識と技術を用いて子どもや障がい者等の相談支援や施設利用者の自立に向けた支援を行う者。

●福祉避難所

高齢者や障がい者などが災害時に一般の避難所では支障をきたす要配慮者に対して、特別の配慮がなされた避難所のことで、二次避難所とも呼ばれている。

●福祉有償運送

NPO 法人や社会福祉法人などが、会員登録をした介護保険の要介護・要支援認定を受けている人や身体に障害のある人など、単独で公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、余暇などを目的に有償で行う自家用自動車による移送サービス。

●放課後等デイサービス

児童福祉法に基づくサービス。放課後や夏休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、障害のある子どもの自立を促進すると

もに、放課後等の居場所づくりを行う。

●訪問介護

介護保険法に基づくサービス。要介護者で居宅において介護を受けるものについて、その者の居宅において介護福祉士、その他の者により行われる介護や日常生活上の世話をを行う。

●訪問介護（ホームヘルプ）事業所

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排せつ・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活を支援（生活援助）する。通院などを目的とした乗車・移送・降車の介助サービスを提供する事業所もある。

●訪問看護

介護保険法に基づく、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス。

●訪問看護事業所

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の心身機能の維持回復などを目的として、看護師などが疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行う。

●ボランティア

自由意思に基づく奉仕活動や労働、およびそれに携わる人のこと。ボランティア活動は「自発性・無償性・利他性」を原則としているが、有償ボランティアも受け入れられつつある。さらに、「継続性」といった要件も求められる。

ま行

●民生委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

や行

●ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 才未満の子どものこと。

●有料老人ホーム

高齢者が民間事業者と契約して入居し、食事など日常生活に必要なサービスを受ける施設。

●養護老人ホーム

老人福祉法に基づき、心身・環境・経済上の理由により、家庭で養護を受けることが困難な高齢者を入所させて養護する施設。

●要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童などに関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

ら行

●療育手帳

知的障害（18 歳までに知的障害があった）と判断された方に交付され、障害の程度により、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の4つの区分がある。手帳の交付を受けると、障害の程度により医療費の助成、日常生活用具の給付、各種割引、税の控除・減免などの援助を受けることができる

●老老介護

65 才以上の高齢者を 65 才以上の高齢者が介護を行うこと。